

平成25年第7回美幌町議会定例会会議録

平成25年12月10日 開会

平成25年12月11日 閉会

平成25年12月11日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
1 番 新 鞍 峯 雄 君
10 番 吉 住 博 幸 君
2 番 大 江 道 男 君
- 日程第 3 報告第 14 号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分の承認について
(平成 25 年度美幌町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 5 議案第 101 号 美幌町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 102 号 美幌町公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 103 号 美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 8 議案第 104 号 美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 105 号 美幌町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 106 号 美幌町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 107 号 美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 108 号 平成 25 年度美幌町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 13 議案第 109 号 平成 25 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 14 議案第 110 号 平成 25 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 15 議案第 111 号 平成 25 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 16 議案第 112 号 平成 25 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 17 議案第 113 号 平成 25 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 114 号 平成 25 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 115 号 平成 25 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 20 議案第 116 号 指定管理者の指定について (美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」)
- 日程第 21 行政報告
- 日程第 22 報告第 15 号 定期監査報告について
- 日程第 23 報告第 16 号 例月出納検査報告について (8 月～10 月分)
- 日程第 24 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番 新 鞍 峯 雄 君

2 番 大 江 道 男 君

3番	中嶋	すみ江	君	4番	上杉	晃央	君
5番	早瀬	仁志	君	6番	松浦	和浩	君
8番	岡本	美代子	君	副議長	9番	坂田	美栄子
10番	吉住	博幸	君	11番	橋本	博之	君
12番	宗像	密瑠	君	13番	大原	昇	君
議長	14番	古舘	繁夫				

○欠席議員

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

美幌町長	土谷耕治	君	教育委員会 委員長	沖田	滋	君
農業委員会 会長	鈴木幸往	君	監査委員	高木	清	君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副町長	染谷良	君	総務部長	平井雄二	君
民生部長	藤原豪二	君	経済部長	広島学	君
建設水道部長	磯野憲二	君	病院事務長	大村英則	君
会計管理者	植木恒則	君	事務連絡室長	糸屋定春	君
総務主幹	田村圭一	君	電算主幹	河端勲	君
まちづくり主幹	小西守	君	財務主幹	矢萩浩	君
契約財産主幹	村田純一	君	税務主幹	田中三智雄	君
環境生活主幹	石坂聡	君	児童支援主幹	武田孝司	君
福祉主幹	谷川明弘	君	健康推進主幹	佐藤和恵	君
農政主幹	但馬憲司	君	公社主幹	門別孝志	君
耕地林務主幹	伊成博次	君	商工観光主幹	小室秀隆	君
建設主幹	高橋利明	君	建築主幹	露口哲也	君
水道主幹	澤畠雅俊	君	病院総務主幹	橋本美典	君
事務連絡室次長	中村俊文	君	庶務担当主査	伊藤寿	君
教育長	平野浩司	君	教育部長	高木恵一	君
学校教育主幹	小室保男	君	学校給食主幹	石田勇一	君
社会教育主幹	荒井紀光子	君	スポーツ振興主幹	佐藤修	君
農委事務局長	岩田憲次	君	選管事務局 監査委員長	石澤憲	君

○議会事務局出席者

事務局長	馬場博美	君	次長	那須清二	君
議事係	猪本郁	君			

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成25年第7回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君）〔登壇〕 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました2項目3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、自治会活動に対する支援

について。

自治会補助金についてであります。

各自治会内における雪解け時期の道路の補修、また、私道であっても町民にとって必要な生活道路の整備、高齢者の間口除雪等に対して、自治会内の人材、また、重機等を活用して、町からは原材料及び技術的指導をしていただければ、町の財政負担の軽減にもなります。

地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民が主となり自治会がみずから企画し、自主的に取り組む活動に要する経費の一部を補助することにより、地域のコミュニティの活性化及び活力ある地域社会の実現につながると考えますが、町長の考えをお伺いします。

2点目でございますけれども、消費税改正に伴う対応について。

まず、一つ目は、各種団体等に対する補助金についてであります。

平成26年4月から消費税が現在の5%から8%になり、さらに、平成27年4月からは10%になることが国の方針で決定しています。

美幌町では、平成26年度から住民に密着した水道、下水道、個別排水処理使用料を8%に値上げする予定です。

このような状況の中で、各種団体及び個人等に対する補助金の基本的な考え方をお聞かせください。

2点目の2項目めでございますけれども、リフォーム補助金及び町産材補助金についてであります。

補助金のうち、特に住民に直接関係のあるリフォーム及び町産材の補助金についてありますが、本年9月議会定例会では、大江議員のリフォーム補助金についての一般質問の中で、平成25年度に終了することになっているリフォーム補助金については、住民アンケートの結果から、平成26年度以降も継続する方向で検討するとの答弁でありました。平成19年9月から実施している町産材の補助金とあわせて補助金限度額の見直しをすべ

きと考えますが、町長の考えをお示してください。

以上、1回目の質問、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、自治会活動に対する支援について、自治会補助金についてですが、本町では、住みよい地域の環境づくりに、自治会や事業者を初めとする住民の皆様が町と協働で取り組まれており、特に自治会助け合いチームの冬期除雪活動に対し感謝を申し上げるところであります。

私道の管理につきましては、私道取扱要領に適合する路線を私道台帳に登録し、町で必要な維持管理を行っております。

高齢者宅の間口除雪については、自治会たけあいチームで実施されているほか、対応できない高齢者宅の間口除雪は、民生部と建設水道部とが連携し実施しております。

御質問の地域課題の解決や地域活性化に向けた事業への補助についてであります。ふるさとづくり基金を財源とする美幌町まちづくり活動推進事業補助金交付要綱により、自治会や町内のNPO法人、団体等が実施する地域コミュニティの活性化や活力ある地域社会を実現するための事業に対し支援を行っております。

この補助金は、まちづくり活動を目的とするソフト事業や設備投資の事業に対する補助であり、地域自治会が実施する私道の補修は、前段で御説明したとおり対応しており、本補助の対象としておりませんので、御理解をお願いをします。

御提案いただきました、自治会が人材や機動力を生かし、地域コミュニティの醸成を目的に、共同で使用する施設等の維持・補修や整備を行う場合の支援につきましては、まさしく自治基本条例の協働の推進の実現を図る上で町民の主体性を重んじた提案でありますので、実現に向けた制度を検討してまいりた

いと思ひます。

次に、消費税改正に伴う対応について、各種団体等に対する補助金についてであります。町が支出する各種団体及び個人等に対する補助金は、特定の事業または研究などの育成・助長するために、町が公益上必要があると認める場合に対価なくして支出するものであり、交付に当たっては補助対象とすべき事務事業及び対象経費を明確にすること、補助金交付のための要綱等を整備し、根拠を明確にすることなどが基準で定められております。

御質問の補助金における消費税の取り扱いについても、補助対象経費に消費増税が影響されるものとされないものがあることから、一律に増税相当分を増額するのではなく、この基準や要綱等に沿った形で進めていく事を基本的な考えとしており、今後の予算編成過程の中で、それぞれの補助要綱に基づいて精査する考えであります。

次に、リフォーム補助金及び町産材補助金についてであります。住宅リフォーム促進補助金は、平成23年度から今年度までの3年間にわたり、住宅改修工事や環境負荷低減工事など、住環境整備を実施される町民の方々へ積極的な助成を図り、御利用された町民や施工業者からも高い評価と制度継続の御意見を数多くいただいているところであります。

補助金内容につきましては、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた直接改修工事に要した費用を算定基礎とし、改修工事に要する費用の20%以内とし、その限度額を50万円とすることを要綱で定め実施しております。

このため、住宅リフォーム制度継続を前提とし、現行制度は、他自治体と比較し利用しやすいすぐれた内容であると考えており、既に交付した方々への公平性も鑑み、消費税増税に伴います限度額見直しは行わず、現行制度のまま進めたいと考えております。

次に、町産材活用促進事業補助金でありま

すが、平成19年9月から、FSC森林認証材の普及促進を図るために、住宅建築の際使用した森林認証に対し助成をしてきたところでもあります。

補助単価につきましては、平成19年9月以前の取引単価、ベイマツ集成材が1立方メートル当たり6万5,000円、森林認証材、カラマツ集成材が9万5,000円であるため、差額3万円を補助したところですが、消費税及び地方消費税に相当する額については補助単価には含めておりません。

また、平成23年度から、化石燃料高騰によりベイマツ集成材とカラマツ集成材の差額が4万円となったことから、補助単価について改正を行ったところでもあります。

現在のところ、ベイマツ集成材とカラマツ集成材の単価差が変わっていないことと平成19年度から本年までの平均実績使用料が20立方メートル、補助額が80万円であるため、設定限度額25立方メートル、100万円の範囲内であり、限度額につきましては現行制度のまま進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

以上、答弁を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

自治会活動に対する支援ということで、自治会の補助金についてでございますけれども、年々、高齢者がふえていく中で、自治会助け合いチームとともに、民生部と建設水道部とが連携し、きめ細かに間口除雪対応されており、非常に心強いことでもあります。

ところで、今、高齢者がふえていくと申しましたが、同じ高齢者であっても、ひととき元気な方、ごく普通な方、また、高齢でなくても、体力の低下などで思うように体が動かないなど、さまざまであります。

このような中で、体力的に元気なうちは、お互いに力を合わせて助け合う共助の精神がこれからますます必要になってくるのではな

いかと思っておりますけれども、この件に関して町長の考えをお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、新鞍議員がおっしゃったように、私もそのように感じております。いつもお話しするのですがけれども、美幌町は2万1,000人ほどの人口で、65歳以上の方が約6,000人おられます。そのうち介護認定を受けている方が1,000人ちょっとだと思いますけれども、残り5,000人の方は、病院に通ったりして薬を飲みながらも手助けがまだ必要ではないということでもあります。

あと、この5,000人の人が力を合わせて何かをやったら、物すごいパワーになるのではないかなと思っております。老人クラブ連合会に加盟している方が約1,800名です。この方の力をかりるのも、非常に大きな力になるのではないかなと思っております。

いずれにしろ、お年寄りのみならず美幌町民の皆さんが、共助という、お互いに地域で助け合うという、そういった精神を非常に私もありがたく、力強く感じておりますので、引き続きそういう力をこの町のために生かしていただくようなことを、私どももしっかりと後押しをしながら、さまざまな形で充実した活動をしていただきたいと、そのための努力を引き続きしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） やはり、人間、健康が本当に一番という感じでございます。健康のありがたさをしみじみと感じるところでございます。

今回、自治会の補助金についてでありますけれども、実現に向けた制度の検討をすることで大きな前進がある御回答をいただいたわけでもありますけれども、どうかスピード感を持って、新年度から実施できるよう考えますけれども、町長の考えをお示し願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、スピード感を持ってということであります。

我々も自治会連合会との懇談会を含めて、いろいろな機会を通じて、町民の皆さんとお会いして対話する、まちづくりについていろいろなお話をさせていただく中でもちよつと、我々の取り組みをお話しさせていただいていますけれども、基本的には、そういった声があって、すぐできるものについてはすぐやると。そして、時間を要するものについては、やはり中長期的な計画の中で、その時間帯はどれぐらいかかるのだということをしつかり町民の皆さんにお示しするというような取り組みが極めて重要なので、いつまでも検討するというだけでは住民の皆さんも納得がいかないと思いますので、ある程度の時期を含めて、方法も含めて、お示しできるように、スピード感を持って対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） いろいろ、結論が出るまでにはさまざまな検討といたしますか、調べていかなければならないこともあるでしょうけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

2点目の消費税改正に伴う対応についてでありますけれども、各種団体等に対する補助金についてであります。町長の答弁の中に、今回増額される分については、予算編成過程の中で、それぞれの補助要綱に基づいて精査するとのことでもありますけれども、町が出している自治会、福祉団体、教育団体などのそれぞれの関係に対する補助金は数多くあり、活発に活動しております。この各種団体、個人とヒアリングを重ね、最低でも増額すべきと考えますが、町長の考えをお示してください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 来年4月から5%が8%になるというようなことで、さらに、その後には10%までというようなことが道筋

として示されているということでもあります。

それで、この消費税引き上げの影響で、私どもから補助をさせていただいている部分で言うと、例えば影響を受ける補助金、あるいは影響を受ける可能性があるだろうという補助金、また、影響を受けない、そしてまた、消費税が上がろうが下がろうが定額としているものがあるということで、個別の補助金名については担当のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしろ、そういった区分けの中で、予算編成の中でしっかりと見きわめて、引き上げが必要なものについては町民の皆さん、議会の皆さんの理解を得るようなこともしっかりと取り組みの中に組み込んでまいりたいと、そのように思っております。

今言った区分けの具体的な補助金名については、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（矢萩 浩君） ただいまの具体的な補助金の内訳であります。

まず一つ目に、消費税の引き上げの影響を受ける補助金としましては、補助対象経費で消費税の率の引き上げの影響を受ける経費を含む場合としまして、例を挙げますと観光イベント事業の補助金があります。これにつきましては、補助対象経費がそれぞれ含まれておりまして、例えば消耗品だとか燃料費等、これらにつきましては、実際に購入する場合、消費税を含みますので、これらについても補助金には反映される形になります。

二つ目の消費税の引き上げの影響を受ける可能性がある補助金としましては、例えば、これは個人の補助金になりますけれども、認可外の保育所の利用者の補助金、あるいは緑の苑多床室の運営費補助金、これら補助の基本額、これと実際に支払いする介護報酬との差額になります。こちらの介護報酬の差額だとか、そういう元となるものが消費税の影響を受けて引き上げになった場合は補助金の額もふえる形になります。

いずれにしましても、各補助金で共通であります。各部局から平成26年度の予算要求が上がってきます。その中に補助金負担金調べという様式がついておりますので、各個別の補助対象経費だとか補助金の要綱に照らし合わせる形になりますので、そちらを精査した上で予算編成に当たっていく考えであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいまの補助金の内容、よく理解いたしました。

過去の行政改革の中で、各種団体、個人に対しては負担金補助金を減額してきているという経緯もあるわけでありましてけれども、運営に関しては非常に厳しいのが現実であります。できる限り各種団体、個人の意向などを十分に聞きながら増額すべきと考えておりますけれども、再度町長の考えをお示し願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） おっしゃるとおり、やはり内容の精査をしながら、いろいろな物差しを当てて見直していくということが必要だと思っております。時代的な役割を終えたものについては、やはり既得権という考え方ではなくて、やはり終了すべきものは終了するというようなことで、各団体、個人に御理解をいただきながら、それを新しい行政ニーズ、住民要望に振りかえていくということが基本的だと思いますので、見直し、精査については引き続きやっていきたいし、その中で住民の皆さんの理解も十分得るようなこともやって、いずれにしろ地域活動が停滞するようなことだけは避けたいと思いますので、伸ばしていくところはしっかりと予算をつけていくというためにも、役割を終えた部分についてはそういうところにシフトしていくという考え方で見直しを進めていきたいと、そのように思います。その中で住民の皆さんの理解を得たいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいま町長の答弁にありましたけれども、地域活動で頑張っているものには予算を十分に、やっぱり時代の流れで、役目を終えたものに対しては再考するという感じで、今後とも補助金についてしっかりと対応していただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

リフォーム補助金及び町産材補助金についての再質問でございますけれども、住宅リフォーム補助金と町産材補助金の利用実績でございますか、この2点の、住宅リフォームについては過去3年間の利用実績、そしてまた、町産材の補助金につきましては制度開始から今までの利用実績、件数、金額、経済効果を年度ごとにお示し願えればと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 実績です。3年間やっていますけれども、平成25年度の分については見込み推計中ということで御理解いただきたいと思います。

平成23年度の申込件数107件に対しまして実施件数は93件、実績工事費は2億8,409万8,000円で、交付補助金は…（「もう少しゆっくり」と呼ぶ者あり）済みません。ゆっくり言わせていただきます。交付補助金は、3,080万8,000円です。

平成24年、申込件数は158件、実施件数は140件、実績工事費ですけれども、3億6,322万4,000円。交付補助金です。4,817万5,000円です。

平成25年度ですけれども、申込件数は250件、これはまだ見込みなのですけれども、辞退者の部分を推計の部分で仮に220件といたしますと、実績工事費は5億2,408万3,000円、交付補助金は7,326万2,000円です。

この3年間を合計しますと、申込件数は515件、実施件数、見込みですけれども453件で、実績工事費は11億7,140万5,

000円、交付補助金は1億5,224万5,000円です。平均いたしますと、1戸当たり258万5,000円で、1戸当たりの交付補助金は33万6,000円ということになります。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 町産材活用住宅助成事業の実績でございます。

この制度は、平成19年9月1日からスタートさせていただいております。各年度の実績につきましては、平成19年度、補助戸数が3戸、認証材の使用数量が52.25立米、1戸当たりの認証材の使用数量が17立米で、補助金額が156万円でございます。

平成20年度、補助戸数が14戸、それから、認証材の使用数量につきましては210.08立米です。1戸当たりの認証材の使用数量が15立米、補助金総額につきましては612万円ということになってございます。

それから、平成21年度、補助戸数が11戸、認証材の使用数量が198.70立米、1戸当たりの認証材使用数量が18立米、補助金総額が582万円でございます。

続きまして、平成22年度、補助戸数が16戸、それから、認証材の使用数量が321.25立米、1戸当たりの認証材使用数量が20立米でございます。補助金総額が921万円。

この平成22年度までが立米当たりの補助金が3万円という単価で実施をさせていただいております。

平成23年度、制度改正をいたしまして、補助単価を立米3万円から4万円に改正をさせていただいたわけでございますけれども、その平成23年度、補助戸数が13戸、認証材の使用数量が274.70立米、1戸当たりの認証材使用数量が21立米、補助金総額で1,064万円でございます。

続きまして、平成24年度、補助戸数が22戸、認証材の使用数量が449.18立

米、認証材の1戸当たり使用数量が約20立米でございます。補助金総額につきましては、平成24年度、1,724万円でございます。

それから、平成25年度11月末現在でございますけれども、補助戸数が14戸、認証材の使用数量が308.41立米、1戸当たりの認証材使用数量が22立米、補助金総額が1,116万円となっております。

トータルで補助戸数が93戸、認証材の使用数量が約1,815立米、1戸当たりの使用数量が20立米で、補助金総額が現在まで6,175万円となっております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいま住宅リフォーム補助金、そして町産材の補助金の実績をお伺いしたわけでございますけれども、ざっと見たところ、かなりの経済効果が上がっているというふうに強い感じを受けます。

そこで、この中で住宅のリフォーム補助金と町産材活用促進事業補助金でありますけれども、この両方の補助金を利用された方の実績でございますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 利用状況でございますけれども、突合いたしますと、平成24年に3件、平成23年と平成25年は、今のところありません。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 住宅をリフォームする場合は、よっぽど大々的に、壊したりしない限り、町産材、木材というのは余り使用しないといいますか、ある程度、使用する範囲といいますか、決まっていますので、それで、去年は3件、平成23年はなかったということでもありますけれども、去年3件利用された方を見ますと、かなり大々的にリフォームをしているというふうに関心されるわけでもありますけれども、その内容といいますか、どの程度の金額がかかっておられる

のか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） それについては、今はわかりません。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

住宅リフォーム制度は、平成26年度以降も現行制度のまま進めたいとのことでありますけれども、経済効果が非常に大きいということで、当分の間、継続すべきと考えておりますけれども、町長の考えをお示してください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、担当部長のほうから説明いたしましたように、3年間で515件ですか、申し込みがあったということで、非常に反響の強さ、大きさに、ちょっと我々も驚いておりますし、また、補助額に対する総事業費が約7.7倍ということで、経済的な効果もあるのかなと。さらに、施工するには地元の企業の方でないといけないというようなことで、地域経済の中でも結構影響があるのだなと思っております。

それだけの経済効果があるということで、引き続きやりたいという意向で、9月定例会のときにもちょっと一般質問がありましたけれども、基本的にやる方向で考えさせていたきたいと思います。

ただ、一方、500件ぐらいの申し込みがあったということで、この後の潜在的な需要があるのかという心配がちょっと、実はあります。それが何年続くのかというのも非常に、我々としては、ちょっと先が見通せないといえますか、減少することは覚悟しなければいけないかなと思っています。

そのような中で、ぜひ前向きに考えていきたいという思いでありますので、何年というお約束はちょっと今はできませんけれども、ただ、潜在的な需要があるとすると、やはり、9月の定例会でも言われましたけれども、12月、あるいは1月に、お年玉みたい

なお話をされましたけれども、こういった我々の気持ちをこの場で表現したことで、住民の皆さんが、ああ、やるのだなというような思いをしていただき、準備をしていただくというようなことにつながればいいかなと思っていますし、また、この3年間、ずっと議会の皆さんには御理解をいただいて、予算時期にも既にいろいろな取り組みをさせていただいているということでもありますから、潜在的な需要もちょっと心配なものもありますけれども、前向きに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） このリフォームについては、町長も少し、先のことは心配されているようでございますけれども、何といたっても、やっぱり多くの町民がかなり、町長が想像する以上に期待をしているということで、私も今、当分の間と、何年先までやるのだということは言いませんでした。大体、町長の気持ちというのは、ずっとやりたいという気持ちが顔を見て理解できましたので、今後とも予算ではリフォームに対する、出てきた場合、議員は絶対、満場一致で可決させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。（発言する者あり）私はです。

それでは、今年度の新築住宅着工件数は、来年4月からの消費増税の関係で、例年より大幅に増加しているわけでもありますけれども、来年度以降の減少は避けられないと思っております。それをできる限り避けるためにも、わずかでも住宅リフォーム及び町産材補助額の見直しをする、そのことにより新築住宅がふえ、それが定住促進にもつながっていくと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、新築住宅が駆け込みでかなり活気を呈しているということでもありますけれども、消費税増税以後どうなるのかというのは、なかなか見通しとしてわかりませんが、リフォーム、町産材の見

直しをというようなお話でありますけれども、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、実はリフォームについては、全道で179市町村あるうち実施しているのが50ということであります。

そして、この内容を見ますと、我が町より補助率、それから限度額がいいと思われるところが、今、4町ほどあります。ただ、4町とも我が町より人口規模等かなり少ない町村というようなことでもありますので、この制度自体は誇っていいのではないかなと、我々も、当事者としてこういうことを言うのもちょっとあれですけども、補助率については自信を持っておりますし、また、補助対象工事も1回目のときにかなり広げましたので、だから、全道的に見ても、この補助対象工事もかなり広がりのあるものだという自信を持っています。

また、町産材もそうですしリフォームもそうなのですが、基本的には地元施工業者でないためですよというようなことで、地域経済でお金が回るということも、これも我が町として誇り得ることだなと思っています。

これからどんどん新しい、定住に向けて各市町村がいろいろな取り組みをしたいと思いますけれども、私は、町外から来られる方はどんどん喜んで受け入れたいと思いますけれども、町外から来ていただくために幾らか助成するという方向よりは、リフォーム、あるいは町産材のような助成の仕方のほうが適切ではないかな、そのことが町民の皆さんにお金が回る、この域内の経済に活気が出てくるということにつながるのではないかなと思いますので、自信を持ってまた、引き続き、ただ、潜在的な需要があるかどうかという心配は多少ありますけれども、制度自体は決してほかに引けを取るものではないと思っていますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 次の質問に移らせて

いただきます。

これから新たに住宅リフォームを考えている人たちのことを考慮して、住宅リフォーム促進補助金と町産材活用促進事業補助金の両方が利用できることをあらかじめPRすべきと考えますけれども、町長の考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 両方利用できることについては、既にいろいろな形のチラシの部分でお知らせしていると思います。そのことについては、広報及びチラシのみつめてでやっていますし、登録業者につきまして、説明会で詳しくできることについてやっておりますので、十二分に御周知されていると思います。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 私も見ておりました。

町産材の補助金制度は平成9年9月にできまして、平成23年度に化石燃料高騰の関連で補助単価の改正を行っておりますけれども、今後、ベイマツ集成材とカラマツ集成材の単価差が生じた場合は補助単価を改正されると思っておりますけれども、この件についてお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 1回目の答弁でもございましたけれども、現在のところ価格差が変わっておりませんので、単価については据え置きという形でさせていただきたいと思っておりますけれども、今後、ベイマツ集成材とカラマツ集成材、この価格差が広がった場合については、補助の算定基本がそういう形になっていますので、単価についても改定をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、1番新鞍峯

雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 一般質問をさせていただきます。

異常気象で日本全国各地が被害に遭う最中、本町においても、9月16日による大雨で災害対策本部が設置され、その対応として避難勧告が発せられたところです。

後日、職員より被害状況等の説明を受けた際に、避難勧告とは、町民に避難をお勧めするだけで強制力はありませんとはっきり申されました。言葉的にはそのとおりかと思うところではありますが、他地域における大雨災害時に、その町がなぜ避難勧告を発し、住民を避難させなかったのかという疑問を投げかける報道もされているところでもあります。

そこで、地域事情は異なりますが、本町における避難勧告の実効性をどのように考えているのか、災害対策本部長の役を担っている町長に確認をさせていただきたい。

さらに、災害時にいち早く動員がかかるのは、公務員である職員等であります。9月16日における職員等の動員の反省を踏まえ、職員等の動員のあり方をどのように考えているのか、あわせてお聞かせいただきたい。

2項目め、町長の政治姿勢についてであります。

本年6月定例会、9月定例会に引き続き今回も質問させていただきますが、丁寧なる答弁をよろしくお願いたします。

パークゴルフ場設備整備検討委員会から審議内容の報告を受けている町長は、どのような判断をし、職員に対しどのような指示をさ

れているのか、お聞かせ願いたい。

施設運営には、当然、維持管理費がかかり、このことも将来のパークゴルフ場建設をどうするか、判断を下すための重要な要素でありますので、将来のパークゴルフ場の維持管理費を概算で毎年どの程度かかると想定しているのか、お示ししていただきたい。

町長は、今任期中に着手すると答弁されているが、失礼ながら土谷町長の今任期は、今月を含めて1年5カ月であります。自分の夢ばかりではなく町民の夢でもあると述べられている町長の努力されている姿を見ていただき、承知していただくためには、町長の任期中の着手であれば、当然、平成26年度当初予算に盛り込むべきではないかと強く思いますので、町長の考えをお聞かせ願いたい。

優良農地の確保についてであります。

平成25年11月25日付で、美幌町農業委員会会長名で美幌町長に対し、美幌町農業・農村の活性化推進に関する建議書が提出されていることは承知しているところですが、法の規定による権利において、4、優良農地の確保についてという表記のもと、「現在、町はパークゴルフ場の新設を検討しているところではありますが、農地の転用による新設のお考えがあるならば、農業生産の基礎である優良農地の確保が優先されるべきとの委員会の立場を十分御理解いただき、建設地の選定につきましては慎重に御検討いただきたい。」とあり、この文面の意味するところは何か、もう少しみ砕いて説明をいただきたいと存じます。

以上、3項目質問させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 吉住議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、災害時の対応について、避難勧告の実効性をどのように考えているのか、職員等動員のあり方をどのように考えているのかであります。

その前に、優良農地の確保については、後ほど農業委員会のほうから答弁をさせていた

だくということを前段お知らせをしておきたいと思います。

災害が発生し、または発生のおそれのある場合において、住民の生命または身体を保護するため、町長が必要と認める地域住民に対し、災害対策基本法に基づき避難勧告あるいは避難指示を発令する場合があります。

避難勧告については、災害発生のおそれがある地域住民に避難を促すものであり、強制力はありませんが、自然災害及び事故などを未然に防止することや発生した被害を最小限にするためにも実効性はあるものと認識しております。

また、被害の危険が切迫したときには、避難勧告よりも拘束力が強い避難指示を発令することとなります。

9月16日から17日にかけて北海道を通過した台風18号の影響による大雨により町内において災害発生のおそれがあると判断し、美幌町台風18号災害対策本部を設置するとともに、美芳地区の一部と日の出地区の一部の住民に対して避難勧告を発令したところであります。

さらに、全職員を招集し、避難勧告の伝達、被害状況の確認、情報収集、避難所の開設、避難住民の受け入れなどの災害対応を行ったところであります。

災害時の職員の招集に当たっては、最悪の場合を想定し、住民被害を最小限に抑えるための対応が求められるものであり、災害予防、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配置体制を速やかにとるべきと考えております。

また、災害対策本部が設置されていない場合であっても、非常配置の基準により配置体制をとりたいと考えているところであります。

次に、町長の政治姿勢について、パークゴルフ場施設整備検討委員会から審議内容の報告を受けている町長は、どのような判断をし、職員に対してどのような指示をされているのかについてでございますが、パークゴルフ

場施設整備検討委員会では、土地の法規制や規制を解除するための要件、さらには候補地個別のメリットや課題を整理し、政策会議に検討内容の報告があったところであります。

御質問の、検討内容についてのその後の状況についてでございますが、場所の選定に当たっては、それぞれ検討された土地にさまざまな課題があることから、慎重を期したいと考えております。

したがいまして、私の判断や進捗状況をお示しするには、いましばらく時間を必要としておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、将来のパークゴルフ場の維持管理費を概算で毎年どの程度かかると想定しているのかについてでございますが、パークゴルフ場の維持管理費用についてでございますが、コースの規模や附帯施設の内容により違いが出てくると考えております。

このことから、候補地が絞られる段階で概算費用の積算を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、町長の任期中の着手であれば、当然、平成26年度当初予算に盛り込むべきではないかについてでございますが、パークゴルフ場の候補地の選定に当たっては、議会並びに町民の皆さんへの説明と御理解を得て進めるべきものであります。

このことから、候補地の検討途上にあります現段階においては、……（発言する者あり）申しわけございません。

大変失礼しました。

予算計上時期を示せる時期ではないと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

ちょっと答弁用紙、申しわけございません。大変失礼申し上げます。

以上、御答弁させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君）〔登壇〕

吉住議員の質問にお答えをしたいと思います。

農業委員会は、農地法に基づき、農民の代表機関として、地域農業や農家にかかわる問題の建議の選択、農地の転用または売買、あっせん、賃貸借などの許認可を行っているところであります。

また、農業委員会に関する法律では、農地などの利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項及び農地などの利用の集積、その他農地などの効率的な利用の促進に関する事項で、農地を守り、農地の有効的な利用を図るところであります。

御質問の平成25年11月25日付の美幌町農業農村活性化推進に関する建議書4の優良農地の確保についてであります。本町の基幹産業である農業には必要不可欠な優良農地であり、優良農地の確保は、安心・安全な農産物の生産につながる重要なことでもあります。

さらに、農業生産や農業経営における基礎的な資源として、優良農地の確保と、その有効利用の促進を図り、認定農業者や農業生産法人などの育成と中核的な担い手の農地への利用集積を推進しているところであります。

農地は、私たちが生きていくために欠かすことができない食料の生産基盤であり、食料の自給率の低い日本は、この農地を大切に守っていかなければなりません。

このことから、町内の農地については、生産力が高く、土地改良事業の対象となっている第1種農地であり、農業委員会は、この優良農地を守っていかなければならないと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上、答弁をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1項目め、災害時の対応について、再度お聞かせ願いたいと存じますが、その前に、職員の方々には深く敬

意を払うところであります。

さかのぼれば、聖徳太子が公民たる心意気ということで、国民のため寝ないで働け、身命を尽くせというのが憲法17条発布のときに附帯されて出された内容であります。そういう思いにおいては、災害時においても、公務員が一生懸命やらなければいけないというのは脈々と伝わっているのかなど、そういう思いでは心を動かされるところがあります。

さて、今回の9月16日のことについて、ちょっと御確認をさせていただきたいと存じます。

避難勧告とは、美幌町で言えば住民、町民の皆さんに避難されたほうがいいですよということを知らしめると。今回は一部の地域、自治会でありましたけれども、それについて、どういう形で住民、避難をしてくださいという言葉がかけられたのか、ちょっと、確認のため、どういう形で、形というのは、町長命を受けたとかいうのではなくて、町民にどういう形の声かけをしたのか、ちょっと確認をさせていただきたいと存じますので、その流れをお教え願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 台風18号のときの避難勧告の住民への周知の関係であります。避難勧告を発するという状況になって、職員が避難を要する地域に行きまして、各戸別を訪問いたしまして、避難勧告の旨をお伝えしたということになります。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大変だったでしょうね。

ただ、これは私の一方的な話というものもありますが、今、議会、別な観点で、災害時におけるという意味合い、それは、もちろん行政職の方と議員という立場は違いますが、意識を持って、今、議論している最中であり、そういう観点から、議員も機会があればいろいろな研修を受けたり、いろいろな地域における事例というものを検証させていた

だいているところであります。

それで、新聞報道によりますと、数名の方しか避難勧告に応じて避難されていなかったというふうを受けとめている中で、実は、そういう経験のもとで、災害というのは美幌町ばかりではございません。避難勧告をお伝えするに当たって、工夫という意味ではちょっと知恵がないのではないかと思うところなのです。

ある大学教授の講演の中の話でありますけれども、今、まさしく行政は、避難してくださいということをお伝えするという役割。そこで、ある大学教授に、経験上どうやったら人が動いてくれるか、避難してくれるかという思いを聞かされたことがあります。それはもちろん、町によっては対応の仕方が違うと思いますが、ふだん顔も見えていない人がぽんと来たって、なかなか住民が、気持ちはずついてきてくれるかという話でありました。

そこで、二つさらにお聞かせ願いたいのですが、制服という強み、例えば制服を着ていらっしゃるの、あえて言えば消防職員、消防団、権限外かもしれませんが警察、もちろん美幌には部隊があります。協力願えれば、そういう意味では制服。

話の論点が違うのですけれども、別なことで制服の威力というのは発揮されていることがあります、悪いほうで。今言っているのは、いいほうという意味で、制服の、こんこん、戸をたたいたとする。そうしたらやっばり、誰が見ても警察の方だな、消防の方だな、ほかの関係の方だな。そうすると、人というのは、ああ、こういう立場の人が来てくれたという思いで、まず一つ、避難という意味合いを重く受けとめることが大であるということもありますし、もう一つは、町長の発案のもとで、各自治会に、職員が自治会の支援ということで顔なじみになっている人の活用という意味では今回どうだったのかなと思うところでもあります。

そういう意味では、お勧めといっても、さらに発展させていただきませんが、避難勧告の

お話を聞いた上で、本部が住民がそうしたらそれに乗かって避難しようとしても、その地域において、人の手助けを受けたい人もいらっしゃるかと思うのです。そういう意味の対応も含めて、本部が、手助けを受けたいという意味では、私の狭い範囲内で考えれば、民生、例えば健常者でない方、体がいうことをきかない方、いろいろなものがあるかと思えますけれども、そういう意味で、今回、町外、役所内と言ったほうがいいのか、少なからず。どういう構築をされていたのか、どういう対応をとられたのかもあわせてお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 相当な項目にわたりますので、答弁漏れがあれば御指摘をいただきたいと思いますが、工夫がないのではないかというようなことでの具体的な例として、顔なじみであるとか、制服であるとか、多分、もう一つはサポーター制度のことを指してお話しされていると思いますけれども、そういったことも一つだと思いますけれども、対策本部をつくった以上は防災計画にのっとった対応をしていくというのが基本になると思いますので、そういった意味では、今回、私ども全職員を招集しまして、住民の皆さんに避難勧告を含めて周知をさせていただきました。

特に戸別に訪問するということは、やはり雨が降っている、そして今の住宅事情を考えると、セットカーで回っても、なかなか聞きにくいということもありますので、地域もちょっと限定的だったので、職員が戸別訪問して周知をしたということでもありますので、その辺は御理解をいただきたいと思えますし、制服を着ているというのは、具体的には、例えば消防であるとか警察であるとか、それは、それぞれの役割、また、防災計画の中でしっかり役割分担されていますので、なかなか難しいと思いますけれども、それも一つの方法かなと思いますので、防災計画にど

う載っているかについては、あるいはどう盛り込めるかについては、今後の検討事項だと思います。

それから、人の手助けが必要な方については、これは、災害時の手助けが必要な方のリストを持っていますので、それで、民生部だとかそういう部署も、あるいは地域サポーターにかかわる職員も、防災本部の中の役割がしっかり位置づけられていますので、個別にそれだけをやるということは、なかなか難しいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回、どちらかというと、すり合わせというか、思いという意味で、私もこの場をかりて、決してきょう、私の目的と言えばおかしいのですけれども、いいとか悪いという結論で見たことの議論ではなくて、というのは、地域事情があります。だから、私は、例えば9月何日以降、大きい台風で、新聞報道、テレビ、避難勧告を出して、避難させなかったら悪いという報道がばんばん、まるで行政の手落ちみたいな報道もあったのです。

だから私は、今回の目的はそうではなくて、美幌町のスタイルはスタイルとして町民に知っていただく。本来は、最終的には、勧告であれ、今、議論しようと思っていませんが、指示も含めて、みずから自分の命を尊く思って判断してほしいということをしかり発信しなければ、行政のほうに身がもたないです。

あえて言えば、今回のレベル、レベルというのは、程度という意味のレベルです。避難勧告でありました。でも、自然災害というか天候も含めて、急に程度というレベルが上がる場合、程度が上がれば、対応しなければいけない地域の住民の数や面積も変わってきます。だから、毎度毎度決まった地域ばかり行けないということもしっかりうたった上で、だからここが、私はいいとか悪いというのではなくて、研究という意味で問いかけたいの

です。

そこで、1項目めの二つ目にちょっとお話しさせていただきますが、動員であります。

動員ですから、管理職も含め、職員の方々はお集まりになったのでしょうか。私は、集まるという意味では否定的ではありません。もちろん、皆さんのお力をおかりしなければいけないのですけれども、ただ、私は、奇異に感じるのは、一例ですけれども、国保病院、その病院自体に被害がこうむるかどうかはもちろんのことですけれども、病院というのは、他の場所、病院そのものの敷地内という意味ではなくて、対応しなければいけない事情だって発生するのです。そういう中で、しっかりした仕分けの形の中で、動員のあり方、守るべき場所があるなら、全員を一堂に会する必要がないという言い方ではなくて、考え方を改めなければいけないだろう。災害を受けてけがをする人がいるかもしれない、呼吸困難になるかもしれない。移動することによって来るかもしれないということも、いいですか、誤解なく。勉強の中で教わってきたところでもあります。

そういう面では不足のない対応をとられていると思いますが、そこら辺も9月16日の一つの動員のあり方の反省点ということで私は聞いているつもりですので、まさかそのようなことはないと思いますが、ちょっと確認という意味で、しつこいようではありますが、今回の目的は、災害に対する仕組みという意味で思いがありますので、そして、美幌町はこういう、いい、悪いではありません。対応の中で町民に理解していただくという目的も含めてさせていただいていますので、その事例も含めて、承知しているものがあればお教え願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町民の皆さんに知っていただきたいという思いも込めての質問ということでもありますので、私のほうからも町民の皆さんに訴えるという形で、今回の招集を含めて御答弁をさせていただきたいと、そ

のように思います。

基本は、やはり職員の招集にしても、避難勧告、あるいは避難指示、これらについても、やはり最悪の場合を想定して、被害を最小限にするということが基本だと思います。

そのような中で、実は伊豆大島で起きた伊豆大島町の例が出て、避難勧告を出さないばかりに二十数名の方のとうとい命がなくなったということで、私は、そのよう中で印象に残っているのは、10月24日に内閣府の特命大臣が国民へ呼びかけたメッセージであります。これは、例えば、全文をちょっと、短いですから読ませていただきますと、「雨がいつどれほど降るか、土砂災害がいつどこで起こるかを正確に予想することは困難です。ですから、警報や土砂災害警報情報が発表、避難をしたほうがいいのではないかと自分で判断すれば、ちゅうちょせずに避難をしてください。もし結果的に災害が発生しなければ、よかったと思ってください」という国民への呼びかけをされました。

そして、八つ目に、「国民の皆様も、空振りを恐れず、積極的にみずからの身を守る行動をとっていただくよう重ねてお願いします」ということであります。

まず第一義的にはそういうことだと思います。

ですから、避難勧告があろうがなかろうが、今、テレビ等で警報あるいは注意報が発せられますので、それに基づいて、空振りでもいいと思います。それは、今、住民の皆さんの避難のことで言っておりますけれども、これは対策本部も同じだと思います。最悪の場合を考えて、やはり対策本部を設置することも、空振りであってもいいと思います。そして、職員の招集についても、空振りであってもいいのです。ある面、待機するのが仕事ですから。そのことを、やはり空振りをしてもいいと。

ですから、勧告、指示、これらもためらいがあってはならないし、職員招集についてもためらいがあってはならないということ、

私は11月1日の庁内連絡会議で指示していることでもありますし、そのことで職員にもしっかりと理解していただいていると、そのように思っております。

あと、守るべきものは守るべきということで、国保病院の例がありましたけれども、それについては病院事務長のほうから答弁させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今、災害時の国保病院の対応という御指摘がございました。

対策本部については、私なり事務のほうで状況を確認して、そして、緊急時については、医師含めて緊急呼び出しの体制というものをとってございますので、そういう形で今後も対応したいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 珍しく町長の思いと、私事ですぐ思いが一致しました。滅多にないことであります。

要は、勧告、そういう権限がないのだというのではなくて、やるべきことは、命にかかわると思ったら、悪いことではない。

人というのは無責任なのです。ちょっと報道関係の人に耳が痛い話をさせていただきますが、ある事例を言いました。出さなかったからおまえたちというような、本音からいったら、首根っこに縄をつけてできないのです。だけれども、世の中というのは誰かのせいにしたいのです。それを甘んじて、多分、職員の方々は悔し涙でこらえていると思うのですが、行政の責任にされてしまう。だからそこら辺を、私は少なくとも美幌町ではないように、共通認識というものをやっぱり発信しなければいけないという思いでこの質問をさせていただきますが、1点ほど。2点ぐらいあるのです、実は。

全員招集という言葉があっても、私は、一つの判断の流れの中では、結果として、今、

時間的にはでたらめです。2日とか3日とかかかるかもしれません、対応も含めて。そういう意味の例を言いますと、例えば大雪なんかの一例を挙げますと、雪の量からいっても、どうしても3日間、4日間あけるだけにかかるという判断のもと、除雪担当の会社というのは一遍に全員招集をかけないのです。車両を動かすに当たって、これは一例です。車両というのは、壊れない限り、燃料とオイルがあれば24時間でも3日でも動く。ただ、悲しいかな、運転業務、除雪に関して言えば、交代要員というものを想定しなければいけないのだろうなど。そういうことも、今後しっかり考えていかなければいけないことだろうなと思っています。

これは、私が言うてはいけないのかどうかわかりませんが、本町においても、議会のほう、災害、悲しい3.11も含めて、その対応に真剣です。そういう意味においては、議会側も情報という意味で知りたがっています。

また、一例でありますけれども、公園の中でこういう話を聞いていますし、どちらかというところ、それが一番誤報がない方法だなというのをちょっと紹介しておきます。

情報というのは又聞きではだめだ。1回1回聞く人もあるかもしれないけれども、一定の内容、1回のボリューム、伝える内容という意味のボリュームです。共通したもので見なければいけない。例えば職員の方が待機している間も対応したとすれば、ああ、こういう対応を本部が発令して、職員がこういうふうには動いている。職員同士でも、言葉伝いで、ああ、例えば建設部は土のうを積みに行ったらしいぞというのは又聞きではだめなのです。

そういう参考になった話を御紹介させていただきますけれども、そこで、大本営発表ではないですけれども、一定の場所で情報の閲覧ができる方法とか、例えば庁内LAN、庁舎内LAN、これは、配線と美幌のサーバが壊れない限りつながる話なのです。誰それが

心配で心配で、その心配というのは否定しません。例えば総務部長に電話を直接入れる。どうなっていると聞きたがる。これも情報の伝達の一つでありますけれども、こうしゃべっている私でさえ、あるクイズ番組があります。10人並べて最初の人に、はい、この文書をちらっと見せる。耳打ちで伝言していく。そうしたら、最後にどういうことか最初から伝わっていると思えますがどうですかといったら、最初に書いてある内容と逸脱した誤報ということもあります。そういう観点もあるのでしょうか。情報というのは又聞きではなくて、同じものを見るという勉強もさせてきていただいたところです。

これは、質問というよりも、あくまでも私の思いとしては御紹介という程度にとどめておきますが、御理解いただきたい。

それから、もう1点、本来は、これは議長を通して伝えるべきことではありますが、先ほども御紹介しているように、議会側も美幌町民のことを思いやったり、そういう中で、手足が必要なのです、言葉は悪いけれども。そうすると、過去に美幌町が災害時における、動員という意味でも、ちょっと考え方が、昨今の考え方は議会側も変わってきていますので、そういう面でも、動員のあり方についてはお互いに工夫しませんかと。私どもの二代表制ということで、選ぶというのではないのです。情報収集もあります。議員同士の連絡関係もあります。そういう意味では、動員のあり方というのは、大きい意味では行政職員でありますけれども、別な役目も担わなければいけない部分が近い将来あるかもしれませんので、それはそのときに御英断をいただきたいということを申し上げて、次の話題に変わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、議員から何点かお話がありましたけれども、私も本部をつくる、そして、そこに集まってきた情報をどういうふうには災害対策本部のそれぞれの部署に伝えるかというのは、極めて今回、ちょっと

反省すべき点が多かったなと思っています。それは、場所の問題もそうですし、混乱をしている中でどういうふうに伝えるかということが、全部ができなかったわけではなくて、ちょっとまずい面もあったなという反省があります。この点については、議員と同じような感想を持っているところであります。

それから、避難勧告を出したから従うか、出さなかったから従わないのかというような話があって、犯人捜しみたいな話があった。多分、伊豆大島のお話だと思いますけれども、先ほど内閣特命大臣のお話もさせていただきましたけれども、空振りでもいいというようなことで、我々は全力を尽くすということを引き続きやっていきたいと思えます。

ただ、一方で、人間の心理で、実は韓国のテグという市で、地下鉄に放火して二十数名が亡くなったという事件がありました。これは、まさにテレビ放映もされましたけれども、煙が車両いっぱいになってきているのに、十数人乗っていた方が誰も動かないというようなことがあるそうです。それは、言葉で言うと正常化の偏見という言葉があるそうです。これは、人間の心理だそうです。

それは何かというと、自分に都合の悪いことだとか、そういった情報は全く無視するし、過小評価をするという人間の特性に基づいているということでもあるようでありますから、そこをやはり我々は打ち破っていかなければいけないと思っていますので、引き続き、最悪の場合を想定して、空振りでもいいというつもりで、避難勧告あるいは対策本部の設置をしていきたい。

それから、全員招集のお話もありましたけれども、365日のうち1カ月もあるわけでもありませんので、町民の皆さんの命と財産を守るためには、2日、3日、4日、職員が寝ずに働いたっていいのではないですか。それが議員がおっしゃる最初の聖徳太子の話ではないですか。だから、そこは一踏ん張り、多分、職員も聞いていると思えますけれども、我々、町民の皆さんをどう守るか、安

心・安全な町をつくるかということ、我々が先頭に立っていかなければいけない。

ですから、一部言われているように、全員招集しなくてもいいのではないかと。だけれども、待機だって災害対策本部の一つの、何があるかわからないのですから、対策本部の本部長の私の指示も悪かったかもしれませんけれども、本部としての決定も悪かったかもしれません。ただ、職員はそれぐらいの気持ちで今後も災害対応にしっかりと当たる気構えだけはしていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 次に移ります。

町長、ここにあなたが2期目、決してこれは議論するつもりはございません。1期目の「土谷耕治はお約束します」はこうなりましたという御報告という意味でちょっと使わせて、大したものだなと。水道未普及地域も熱き思いで道をねじ伏せ、御理解をいただいて立派に水道を引っ張られた。地域サポート制、これは嫌味ではないですよ。先ほどのように地域に入り込んで、しなければいけないということも成し遂げて、保健、医療、福祉のネットワークも、それなりに私は評価しているつもりであります。

ただ、一つ、二つ、きのうの中嶋議員の思いに対してという意味では、あなたが反省点ということも含めて述べていることと、私は中嶋議員がおっしゃることが、あなたの約束からいったら、まともなことをお聞きになっている。こう言っているのです。一例。産婦人科の不在状況が続いているが、固定医の確保に努めていると。そういうところを抜かしたら、あと成し遂げるのは、パークについても、当初、基金を積み上げる。やっています。反対する議員もいる中で、きっぱり町長の思いが伝わってきます。あえて言えば、あと二つ、そこ、町長職というのはつらいものです。ちゃんと町民に訴えて立候補したというのは、これが私のまちづくりだという思い

で訴えてきているのです。

そこで、本題を戻します。パークであります。

私の一般質問、2年前にさせていただいています。そのときに、平成24年度に、簡単に言えば検討委員会、実は、できたのは1年後の平成25年4月1日。多少の日にちの違いがあったらお許してください。そして、その検討委員会が8月の末日に町長に報告しているということも耳にしているところであります。

そうなったら、職員としては、町長に命ぜられたことはやってきたなど。残るは町長そのものの判断だと私は思っているところであります。

今回の答弁、いましばらくお時間をいただきたい。言葉はわかるのです。ここに対しては、要旨の1、2、3がつながっていきますので御理解ください。まさしく僕は、要旨の3で言っている、そのぐらいの思いがあったらやっぱり、当初予算を打つべきだと言ったら、これは文句ではないです。答弁は、町民の皆さんの説明と御理解、議会にもそうだと書いてあるのです。

そうだったら、今まで、あともう一步踏み出すスピード感。新鞍議員の質問に、行政はスピード感がなければだめですよというのは、町長みずからも使われている言葉なのです。先ほど新鞍議員の質問、テープおこしをすれば、その言葉を使っているのは間違いありません。

町長も、行政というのはスピード感がなければだめだという思いの中で、私の捉え方は、2年前の一般質問も含めながら、私の夢ばかりではなくて町民の夢という定義づけの中で、先日、こういう講演がびほ一でありました。その講師が夢という定義を言いました。その講師が言わんとしていることは、こういう内容だったと思っています。

アメリカの子供たちに、夢とはどういう内容のことですか。それは、努力すれば実現することを夢と語るそうです、その講師のお話

によると。一方、日本人という言葉が使われたと思いますが、泡のごとく崩れ去るのが夢という言葉が使われました。

話はごちゃごちゃになりましたが、私は、町長は、今までの実績の御紹介も含めて、努力すればできるというのを身をもって証明されていると思っていますので、なぜ検討委員会のあれも受けながら、その裏で、私なりに、例えば土地の話で言えば、地主さんに裏交渉しているのだ。実際は、吉住が知らないだけで、もう交渉事はやっているのですよとか、議会で、例えば議長に対して、副議長に対して耳元で、俺はここまで考えているのだ、やりたいのだというのだったら私も理解ができる。そういう動きもなくして、これは、町長があと一步、あえて言えば夢の実現、町民の夢でありますと町長が定義づけされている。このことについて、スピード感がないという観点でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いつもこのように一般質問を通じて後押しをしていただいている、背中を押していただいている。感謝を申し上げたいと思いますので、私も胸の内を含めて答弁をさせていただきたいと思いますけれども、今回、検討委員会を役場内につくりました。それで、職員には横断的にさまざまな検討をしていただきました。このことについては本当に感謝を申し上げたいと思います。

それで、12カ所ほどリストアップをしていただいて、その中での課題だとか問題点、これを出していただき、出そろったと。そして、その後、私が細部にわたっていろいろやりとりもしていますので、若干時間がかかっていますけれども、町長が判断する材料としては与えられたということで、私の最終的判断だというのは議員おっしゃるとおりだと思います。

それで、心の中で葛藤がないと言うと、うそになりますので、非常な葛藤も含めて、自

分の気持ちを整理しながら場所を決めなければいけないということでもあります。

それで、12カ所の課題の中ではかなり厳しい法的な要件もある場所もあります。法的に非常に難しい、時間がかかるということもあります。それと、この後出てくるのでしょうかけれども、農業委員会の建議書の中で優良農地を確保せよというようなことで、私は、基幹産業は農業だということで、ここで守り育てて、しっかり恵みをいただこう、富をここからいただこうというようなことを随分町民の皆さんに言ってきたので、この建議書の内容も、やはり重く受けとめなければいけないというようなことで、非常なる今、葛藤をしているということなので、もうしばらくの時間をいただきたいという思いを答弁の1回目にさせていただきました。

決して、私は夢を実現するのが私の役割だと思っていますので、いましばらく時間をいただければと、心の葛藤が解ければ、一気に、1年5カ月しか残りはありませんけれども、着手まで何とかして努力をしまいたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ただ、私はこう質問しておりますが、これは、選挙戦、町長職という意味の、立候補に、私は町民に約束したという思いで、それは私個人の判断とは違う場面があったにせよ、町民の約束事の推進ということで聞いているという観点で捉えておいていただきたいし、決して後押しということは、私の言葉から言ったことはありませんので、御理解いただきたいと思えます。

今、たまたま町長から農業委員会の絡み、建議書の話も出ました。残り時間は短いのでございます。会長に再度お聞かせ願いたいと思えますが、私のつたない調べでは、農地にもいろいろな手順があります。そういう面で、開発行為における免責等から見たら、直接的な、先ほど質問に対して答えていただいておりますけれども、これは大臣許可、面積

から言ってです。4町を超えた場合、道を経由するのでしょうかけれども、直接的には美幌町農業委員会は経由しないと。もし間違っていれば御指摘いただいて結構であります。そういう観点で出た場合、農業委員会という立場ばかりではなくて、農業者という意味では、これが出た場合です、どうのお考えを示されるのか、参考までにお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） 吉住議員の今の御質問でありますけれども、農業委員会会長といたしましては、先ほど答弁した内容でございます。

また、その後のことにつきましては、今、私としては、ちょっと、答弁ができないかと思っておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） そのとおりだと私も思うところがあります。

ただ、これがパークだからだめなのか、例えば農地において、同じ公共施設としても、病院を建て直すから農地はどうなのだという場面もあろうかと思っておりますので、そこら辺も、単なる農地だからだめなのか、その内容も含めてだめなのかというのは、後日お聞かせ願えるときがあったらよろしくお願いたします。

一般質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、1時15分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により、発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております2点につきまして、以下質問をいたします。

一つは、国保基金の積極活用についてであります。この点では2項目お聞きいたします。

一つは、3億円を超過する基金残高でございます。過去3年間の基金残高への評価をまず伺います。

過去3年間の年度末基金残高は3億6,000万円程度と、過去10年間では最高水準を維持しています。年度末残高が3億6,000万円と多額になっていることについて、どのように評価されているか伺います。

二つ目は、過去3年間の基金の活用実績について伺います。

この間、基金活用で各種がん検診受診者負担金の引き下げなどに基金が充当されていますが、この間の基金の活用実績をお示しいただきたいと思えます。

今後の基金活用策について伺います。

保健事業への活用策についてであります。

町民の健診、疾病予防、健康づくりなどに基金を積極活用されるべきと考えます。今後の具体的な活用策についてお示しいただきたいと思えます。

この点の二つ目は、国保税引き下げへの活用についてであります。

従来から市町村の国保基金積立額は国が指針を示しております、基金保有額については、過去3カ年間における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てること。厚労省の担当課長通知であります。

この基準によりますと、美幌町の基金積立額は、過去3カ年間の保険給付費の平均年額の15%を超えるかなというふうに思いますが、国の指針の3倍にも上る額であり、平成29年度までに市町村国保が都道府県に移管される、そういう予定となっております、北海道に運営が移管されると、当町もそういう状況であります、その状況も鑑みて、来

年度以降、国保税の引き下げに活用すべきと考えるのでありますが、いかがでしょうか。

大きな二つ目は、消費税引き上げへの対応についてであります。

一つは、3%の消費税が5%へと引き上げられた過去の影響について伺います。

1点目は、町財政への影響についてであります。

平成9年4月から消費税が3%から5%へと引き上げられたことで、国の税収総額は、確かに消費税増税分は5兆円ふえました。しかし、伸びつつあった景気を一気に冷やすということで、所得税、法人税などの税収が減ったということで、単年度収支は御承知のとおり大きく落ち込んでおまして、消費税とその他の税収の増減を差し引きますと、年間14兆円も減収となっているわけでありす。

美幌町では、消費税率引き上げによる地方消費税交付金は増額となりましたが、不景気を反映した個人町民税、法人町民税の減収を合計いたしますと、一体、平成24年度決算対比でどのように一般会計に反映していますか、伺います。

2項目めは、町立病院会計への影響額についてお示しいただきたいと思えます。

診療報酬への消費税転嫁はできません。したがって、病院会計では消費税は損税となっています。町立病院会計での消費税の影響額をお示しいただきたいと思えます。

2項目めは、消費税、来年4月から8%になると、これへの対応であります。

消費税8%での町財政への影響について伺います。

地方消費税交付金の増額の見込み、その他、個人町民税、法人町民税への影響額などをどのように推計されていますか、伺います。

また、町立病院会計への影響額もあわせてお示しいただきたいと思えます。

2項目めは、来年4月に8%に引き上げるということに対して、美幌町内の各界でも困

ると、大変だという声が出ておりますが、町の財政をあずかる町長として、美幌町としても反対すべきというふうに考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、国保基金の積極活用についてありますが、3億円を超過する基金残高について、過去3年間の基金残高への評価はについてありますが、基金について、決算状況から見ますと、繰入金の中で国民健康保険基金繰入金として区分され、充当をしております。

この国民健康保険基金繰入金について、平成24年度当初予算では1億705万3,000円を計上しておりましたが、国民健康保険税の収納率の伸び及び制度を最大限活用した結果、特別調整交付金の交付決定などにより、基金を取り崩すことなく、決算額としては繰り入れを行っていない状況にあります。

国保特別会計では、保険給付に要する費用に不足が生じている状況にはなく、保健事業に要する費用についても充足した予算編成がなされているものと考えております。

また、国保財政基盤の安定・強化の観点から、基金として積み立てられており、国保事業の健全な運営が確保、維持されているものと認識しております。

次に、過去3カ年の基金の活用実績についてありますが、各年度とも当初予算の計上時には保険給付費や特定検診などの保健事業に充当しており、平成24年度においては、国保病院の診療用医療機器でありますマンモグラフィー購入の際の国保加入者相当分として一部充当しておりましたが、国民健康保険税や特別調整交付金の財源確保により、基金の取り崩しを行っていない状況となっております。

次に、今後の基金活用策についてであります。

保健事業への活用策についてであります。町民の健診、疾病予防、健康づくり等に基金を活用することは、必要と認められた場合において可能と考えており、がん検診、脳ドック、個別予防接種、エキノコックス症検査の保健事業などへ充当しております。

今後においても、基金の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税引き下げの活用についてありますが、元来、基金は、景気低迷や災害発生による保険料・税の大幅な減収や高額医療費の大幅な増嵩などの保険財政への影響などを調整し、国保事業の健全な運営を確保するなどの目的で積み立てられております。

また、国では基金の取り崩しに対し、留意事項として、将来への明確な財政見通しがないうまま保険料・税の引き下げ、給付率の拡充など、地方単独事業の経費に充てるため基金の取り崩しを行うことは国保財政運営上適切ではないとしております。

国での社会保障制度と税の一体改革において、国保の財政運営を初めとして、平成29年までに運営主体である保険者を都道府県が担うこととなっており、被用者保険間の後期高齢者支援金への全面総報酬制割の導入で生じる財源活用を初めとして、国保の構造的な問題の具体的な解決策が示されていない状況にあり、加えて都道府県と市町村との役割分担、国保の制度運営やその体制についても明確になっていない状況にあります。

国民皆保険を実現した昭和36年度の新国保法で保険者は市町村とされてから約半世紀、多くの改正を重ねてきた国保制度が、保険者の変更という医療保険制度の最大規模の変革を迎えようとしております。

このような状況の中、国保事業の健全な運営、安定した財源の確保を維持していくことが必要であり、国民健康保険基金の運用については慎重にならざるを得ないと考えており、今後とも国保加入者の健診、疾病予防、健康づくりなどを有効に活用してまいりますので、御理解をいただき、現時点では、来年

度以降、国保税の引き下げに基金を活用することは考えておりません。

次に、消費税引き上げへの対応について、3%から5%へと引き上げられた過去の影響についてであります。町財政への影響について、消費税率が5%に引き上げられた際と平成24年度決算の対比についてであります。地方消費税交付金は平成9年度に創設されたため、精算時期の都合から、同年度は5,792万9,000円であり、この年以降の決算額を大きく下回っており、比較対象としては適切ではないことから、平成10年度決算の数値を用いることとして、地方消費税交付金2億5,496万3,000円と個人町民税7億4,923万8,000円、法人町民税1億9,823万円の合計12億2,43万1,000円に対し、平成24年度では、地方消費税交付金2億1,000万4,000円と個人町民税8億4,911万1,000円、法人町民税1億7,203万7,000円の合計は、12億3,115万2,000円と、対比では2,872万1,000円の増であります。

ただし、個人町民税は、平成19年度の所得税と住民税の税源移譲により、税率が平均4.5%から6%へ変更されていることから増額となっておりますが、総所得は落ち込んでおり、税源移譲分を除くと減収となることが推測されます。

さらに、税源移譲の影響がない地方消費税交付金、法人町民税につきましても、平成20年度のリーマンショックの影響に端を發して、長引く景気の低迷や消費の冷え込みなど、さまざまな要因により、平成10年度と比較して、合計で7,055万6,000円の減収となっております。

医療機関における消費税は、医薬品や医療機器購入の際に消費税を負担しておりますが、収入の大部分である診療報酬が非課税のため、消費税を転嫁できないことから、支払った消費税のうち非課税収入見合い額は、医療機関が最終消費者とみなされ、消費税の

計算上、控除対象外消費税、損税として医療機関が負担することとなっております。

平成9年4月に消費税が3%から5%に引き上げられたことによる影響額を平成8年度決算額をもとに試算いたしますと、借受消費税117万7,000円、仮払消費税1,349万7,000円、支払消費税47万1,000円がそれぞれ増額となり、病院事業が負担する控除対象外消費税も1,278万2,000円の増となっております。

次に、消費税8%への増税対応についてであります。

平成25年8月8日に閣議決定された国の中期財政計画において、平成26年度の地方の一般財源総額は平成25年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされており、地方消費税交付金についても、地方消費税が現行の1%から1.7%と配分が増額されることに伴い、本年11月に策定した美幌町中期財政試算でも70%増、1億4,500万円増の3億5,000万円を、一方、個人・法人町民税では、消費税引き上げに伴う消費の冷え込みと景気の後退による経済活動の停滞から、1.3%の減、1,300万円減の10億800万円を試算しております。

次に、病院事業会計への影響であります。平成26年4月の消費税引き上げによる影響額を平成24年度決算額をもとに試算しますと、借受消費税210万6,000円、借払消費税1,779万8,000円、支払消費税113万6,000円がそれぞれ増額となり、控除対象外消費税も1,699万7,000円の増額となる見込みであります。

このことを踏まえて、一般会計からの病院事業会計への負担金、補助金、出資金のいずれにおきましても増税が影響される経費の増額は避けられないものであり、今後の予算編成過程の中で、それぞれの経費について精査する考えであります。

来年4月に8%に引き上げに対しての町長としての考えであります。国は、国、地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政健

全化の同時達成を目指す第一歩として、消費税率等を5%から10%に段階的に引き上げるとしています。

しかし、アベノミクスなど国の経済対策の本町への反映は、もうしばらくの時間を要することが見込まれる中で、厳しい地方の実情に応じた景気対策の強化、中でも低所得者への対策が急務であることから、住民の皆さんの暮らしを守るためにも、国の責任においてこれらが実現されるよう、あらゆる機会を通じて関係機関とともに要望していきたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

一つは、国保基金のこれまで3億円を超過する基金残高についての評価であります。手元に国保基金残高の推移を見ておりますが、質問原稿を書いた時点では3年間だと思っていたのですが、実際は4年間、約3億6,000万円に近い状況が続いております。

5年前、2億9,790万円ぐらいあったのですが、平成21年度から約3億5,900万円、平成22年度は3億6,000万円、平成23年度は3億6,000万円、平成24年度は3億6,000万円ということで、年度末残高が3億6,000万円前後という高どまりをしているという状況であります。

それで、国保の歳入歳出の差引額の推移も当然その裏側にあるわけですが、高どまりしている原因としては、翌年度への繰越金が年々ふえております。平成20年度6,300万円、平成21年度7,790万円、平成22年度9,486万円、平成23年度1億700万円、平成24年度1億5,000万円ということで、基金が減りようがないなどというように思っています。これは、答弁の中で国保事業の健全な運営が確保、維持されて

いるというのは、保険者としては確かにそうかもしれませんが、ここまでの基金が必要なのかというふうには私は疑問に感じております。

それで、第1回の御答弁で、しばらくこのような状況が続くというふうな全体の御答弁でありましたので、非常に残念だなと思っています。

それで、最初にお聞きいたしますが、昨年度決算の時点では3億6,000万円の年度末基金残高ですが、ことしの見込みは一体どのようになろうとしているか、まず事実関係ですので、そこを聞かせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。担当部長から御答弁いただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今の御質問でございますけれども、当初予算額につきまして、繰越金ベースでいきますと2億1,155万8,000円でしたが、12月補正時点で、繰越金の予定額につきましては1億5,000万円の予定でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） お聞きしたかったのは、繰り越しの見込み。そうしますと、今年度末、来年の3月末日時点で基金が減少する見込みはないように伺うのですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 前年度繰越金で賄えると予定しております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そうしますと、平成25年度末、今年度末も3億6,000万円程度は基金を保有されるということになるかと思っております。

それで、美幌町が積み立てている基金が全道各市町村と比べてどの程度のものかということを担当から資料をいただいておりますが、決して低いものではないというように思います。

それで、ちなみに、札幌、旭川などを含め

て、全道で基金積立額が高い順からいったら美幌町は何番目ぐらいに位置するか。あるいは、世帯当たりでも結構です。被保険者でも結構ですが、1人頭にいたしますと、どのぐらいの金額になっているというふうには押さえておられますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 道内の順位からいきますと、上から25番目でございます。調定額につきましては、11万4,790円という数字でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私のほうが時間がありましたので調べてみました。全道157保険者の中で一番保有しているのは旭川市で25億7,000万円、次いで札幌市23億円、釧路市、中標津町、美幌町ということで、全道5番目に位置します。これは見かけです。しかし、札幌や旭川は世帯数が莫大に大きいということで、ちなみに旭川で言えば、世帯で言えば、1世帯当たり基金保有額は4万4,814円、平成23年度の多分一番新しいデータなのだろうと思うのです。

したがって、上位が全部いなくなりました。しかし、私、トップ10まで調べましたので、下位の栗山町、3億235万3,000円。世帯数が小さいので、1世帯当たりはここがどうやらトップで、1世帯当たり13万1,744円の基金額となっています。続いて美幌町です。157保険者の中で第2位です。3,545世帯で割りますと、10万1,647円ということで、第2位となっているわけでありませう。

ちなみに、基金保有のゼロという保険者は41団体あります。5,000万円以下というのは101団体あります。だから、基金を持っているのは当たり前だ、あるいは一定の金額を積み立てているのは当たり前なのではないというふうに思います。

ちなみに、1億円以下の積み立ては127団体なので、約5割が、大都市も含めましてそういう状況で、3億6,000万円、国の

指針から言えば、3カ年の平均の5%程度というものに対して3倍持っているということは、私は全道各事業者と肩を並べて平均的なレベルだというふうにはならないというふうに思っております。それで何かしなければいけないなというふうに思っているわけです。

今年度の年度末残額も同じ水準になりそうだとということで、もう一つお聞きします。基金はどこから来たかということです。多分、全額が国保税から由来しているのではないかと思います。いかがでしょうか。美幌町の国保会計に対する一般会計、繰り入れはありますが、法定の繰り入れであって、政策的に国保税引き下げのために法定外の繰り入れは一切行われていない。したがって、基金が出るとすれば、それは国保税に由来するというふうには考えていいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） その中には、例えば特別調整交付金というものがございます。財政負担だとか国保税以外に国から交付されるものがございますので、その額も、平成20年から平成24年までを積算しますと、特別調整交付金という形で来ますけれども、これが2億8,300万円ほどございます。ですから、保険税以外にも特別調整交付金という形で国から交付金があるということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 法律で定められた繰入金があることは承知をしています。これはどこの保険者も同じです。しかし、幾つかの保険者は、高くなり過ぎるので、一般会計から国保税引き下げを目的として繰り入れるということを行っていますが、美幌町はそういうことはしていない。全部法で定められた繰入金の範囲だということになると、これは、本来、国保税が高いとなりますと、そのために充当しても、どこからもクレームがつかない、そういう性格のものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） おっしゃること、そのとおりだと思います。

そのような中で、基金のありようというようなことで保険課長の通達がありまして、5%以上というような表現になって、私もちょっと、これ、随分気にかけて、やはり国保税を下げるというところではなくて、これだけ地域医療が充実しているし、また、3次医療にも非常に近いということで、高度医療も受けられるというような状況がこの町にはありますので、例えば心臓であるとか脳であるとか疾患で高額な医療費が出たときの対応も含めて、基金を何とか積みかさせていただきたいということは前からの答弁で申し上げているところでありまして、さらに、やはり今後については、この使い道もしっかりしていかなければいけないと思っております。

私も、データのちょっと、分析しないで、美幌が全道の位置づけの中でその位置づけにあるというようなことはちょっと知り得ないことで、本当に申しわけないと思いません。改めて、この基金のあり方については、税を下げるといような大江議員の主張もありますけれども、私は今まで、それではちょっと違うのですという答弁をしてきたのですけれども、それにしても、繰越金を含めると、かなりな額になっているということの認識は一つなので、これをどうするかということについては、例えば税を下げるといことで、一過性で下げる、一、二年はもって、またいろいろな高度医療の受診者が出てきて、高額なものが出てくると、また料金の値上げみたいなことにならないような、そういう先の見通しも立てながら取り組まなければいけないと思っておりますので、そのような考え方でありまして、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） これまでの質疑の中で、国保基金は国の指針の大体3倍程度で、

今年度末もおよそそういう状況になる見込みだなというようにまず押さえます。

それで、次に移りたいと思うのですが、私も、もらい過ぎたから返すというのは、ちょっと短絡的だと思っています。そこで、この基金は積極的に、国保会計のためだけではなくて、町民の健康保持のために活用すべきだということに考えます。

それで、国保の1人当たりの医療費の、この間の伸びも見てみました。そうしますと、これは、データは平成21年度からいただいているのですが、美幌町の平成21年度の療養諸費は、1人当たり33万5,555円から始まりまして、翌年、平成22年度35万9,609円、平成23年度36万200円、昨年、平成24年度37万2,464円ということで、この間、残念ながら右肩上がりです。1人当たりです。

美幌町の4年間での伸び率を見ますと、1人頭3万6,909円ということで、10.87%伸びているということですから、ここにメスを入れない限りは安心できないという状況にあります。

そこで、時間の関係もありますから申し上げますが、全道平均と比べてみましたら、年々美幌町の療養諸費は上がっています。幅が拡大しています。平成21年度で1,181円だったのが平成22年度7,724円、平成23年度1万1,240円、平成24年度1万8,767円ということで、全道との格差は広がるばかりという状況なので伺いたいと思います。

保険事業に対して、これはいの一番に充当すべきではないかというふうに思うのですが、その点で、最初の御答弁でもっと積極的に数字を出していただければいいのになと思いつながら聞いていたのですが、この間、各種がん検診などに対して、国保事業としてやっていますよね。相当受診者の負担は減っているのですが、まだ、ことしの春の予算で出していた資料を見ますと、自己負担分というのが一定額あります。

それで、がん検診の自己負担だとか特定健診の自己負担、脳ドックの自己負担などを全部例えば町が持ったとして、一体どれぐらいになりますか。本人負担がゼロであれば、有料よりは絶対健診の受診率も上がるし、各種がん検診も積極的に受けていただける、そういう環境が整うなというふうに思うのですが、1,000万円もいかないのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 国保分の自己負担額を計算しますと、260万円ほどになります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） がん検診の自己負担が150万円で、総額、国保で負担すべき。特定健診の負担金が9万2,000円など、脳ドックが別に九十何万円かあるようですが、二百四、五十万円ぐらいです。

ですから、基金で保有して活用していないということであれば、先ほども申し上げたのですけれども、1人当たりの医療関係費、それが右肩上がりであって、平成24年度の全道の順位は157団体中48位と高いところにあって、年々どうやら上がっていつているという状況から見れば、加入者からも喜ばれて、あるいはため過ぎですよと言われない措置として、各種健診などについて、使ったとしても、たかだか300万円に行かないということで、これはぜひ踏み込むべきではないかと思うのですが、町長、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これもまたちょっとびっくりするのですけれども、大江議員といろいろ話す中で、国保の基金の使い道、むしろ私も、新たな方策として健康づくりに使うべきではないかというようにお話をいただいて、実は当初予算で組むのですけれども、結果的に繰り越しが出るということは、基金のほうからおろさなくて済んでしまうというように状況になって、また基金に積み立てな

ければいけないというようなことで、非常に、我々がやろうとすると、そういう結果が出るというようなことで、そして、2回目の質問のときに、これは税から出るものではないかというようにお話があったのですけれども、ただ、我々は直診病院を持っていますので、直診病院は今、国保病院ですけれども、ちょうど医療機器の更新時期に来ています。

それで、平成22年から始まっていると申しますけれども、総額で8億7,000万円ということでありますので、これに何とか充てられないかという思いをしております。それで、充てる方法をどうするかということが、一つこれまたあります。

それで、当初予算で基金の充当をするというときに、国保が美幌町民の全部であればいいのですけれども、そうではないので、それを考えますと、人口で言うところの、美幌町の全人口に対して国保の加入者の割合で約3割だろうということで、3割ほど当初予算で基金から入れているのですけれども、これもちょっと少ないような気がしておりますので、例えば世帯数にすると、もうちょっと大きな金額が医療機器に使える、あるいは健康づくりに使えるということで、比率が上がるので大きく使えるということなので、なかなか、担当のほうに流る部分はあるのですけれども、さらに強く、基金の活用については今後とも、私も強く指示をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間との関係もありますので、なるべく簡潔にしたいと思えます。

そこで、ぜひ、ベースは町民の健康づくりということにしっかり目を据えて、1人当たりの医療費を削減していくと。ひいては、これは国保会計上は必ずプラスになっていきますので、やっていただきたいということです。

先ほど申し上げました260万円程度で全ての健診、がん検診なども含めてゼロ円で

ていただくことができるというのであれば、直ちにそういう措置をとっていただければというふうの一つは思います。

それにしても、1億2,000万円ぐらいで基金保有が国の指導の積立額。そうすると、2億4,000万円ぐらいまだ余裕があるということで、国保病院の医療機器というのもそういう一つの方策なのかもしれませんが、私は二つ目で申し上げたいと思うのですが、美幌町の国保税は決して安くはないと。先ほど別なときに御答弁いただいたのですが、平成23年度の資料で見ますと、美幌町の1人当たり調定額は11万4,790円ということで、157団体中25番目ですから相当高いと。

ちなみに、157団体の平均で言いますと9万2,717円なので、平均よりも1人頭2万2,073円高い国保税を払っておられるということなのです。ここに私は、ぜひ町長、痛みを分かち合っていただければと思うのです。支払う側は痛い思いをしています。一方で、基金という形で国の指導の3倍保有されているということを考えたら、これは、そちらにもしっかり目を向けていかないといけないのではないかと思うのですが、どうでしょう。

ついでに申し上げます。私どもの党としては、平成29年度に国保の事業を都道府県に移管するというについては賛成できないと。多分、美幌町の国保も含めて、地方はどんと上がるだろうと。大都市部は下がるだろうというふうに見ておまして、それから、細かい健康づくりなどについてはほとんどされないだろうというように思いますので、町民の財政の問題でも、あるいは健康づくりの面でも、北海道に移管されるということは決して賛成できないのだというように思うのですが、万一、今のうちから考えて、完全に、あと丸3年経過いたしますと道に移管されるということです。

それで、各方に今問い合わせしているのですけれども、市町村が保有している基金は一

体どうなると。吸い上げられるのかといいますと、多分そうはならないだろうと。だって、ゼロのところもありますから。そうすると、いずれにしても、丸3年後には何かしなければならないということになります。多分、市町村で処分しなさいということになるのだろうと。そこを今から見ますと、平成26年度、来年度以降丸3年度分しかないので、そこから手を打つ必要があると。一気に全額とは申し上げませんが、やっぱり、1世帯当たりで言えば11万円ぐらいの余裕を持っているというものを、保険税の引き下げのために使わざるを得ないのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1人当たりの調定額11万四千七百幾らでしたか、全道で25番目ということで、これは多分、平成23年の資料だと思えますけれども、最近ちょっと、平成24年のものを見ますと、37番目まで下がったと言ったらいいのでしょうか、余り胸を張って言えるような数字ではないのですけれども、たしか37だったと思えますけれども、1人当たりの調定額を見ると、町民の皆さんに本当につらい思いをして納めていただいて、そして基金だけ残っていくということでは、やはり、これはなかなか町民の皆さんの理解もいただけないと思いますので、つらい思いをしてお支払いいただいたお金を、やはり美幌の医療はよかった、健康づくりはよかったというところをしっかり使えるようにしなければいけないと思っております。

あと、医療給付費等、基金の、どういうふうに見るかというところが非常に問題なので、国は5%以上と言っていますけれども、それ以上の規定はないので、それぞれの地域におけるいろいろな状況もあると思いますので、高度医療が使えるか使えないかによってもちょっと違うと思いますので、ある面、我々の地域は恵まれているということでありますので、その見合いをしっかりとりながら、つらい思いをしてお支払いいただいた国

保税を、本当によかったと思える納税に変えていけるような努力をしていかなければいけないと、改めて思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そこで、理事者席に座っておられる役場の皆さんが払っておられる保険料は、多分、国民健康保険と比べると、半額かそれ以下ではないかと思っています。

そこで、国保税なのですが、美幌町における所得階層別の加入状況というのは、所得100万円以下が実に半分以上ではないかと思えます。200万円以下で6割を占めているということで、そういう方々がどれぐらい保険税を払っているかといいますと、所得200万円の世帯で試算をしてもらいましたら、所得の19.45%、38万9,000円くらいということで、これは標準世帯ですが、では、100万円ではどうかと。17万6,000円。所得に占める国保税の割合は17.6%と。では、所得ゼロなら幾らだと。年額6万円です。ここにやっぱり大変な金額なのだという痛みが数字にあらわれているというように思います。

圧倒的な方々が所得の低い方々と。しかも、所得が高くなれば、限度額ということで、所得に応じて払わなくてもいいというふうになっていますので、当然、それ以下の方にかかってくるというような形になっています。

それで、あと丸3年を経過しますと、美幌町から国保の事業が北海道に移管される。このこともよく見ていただいて、最初の御答弁でありました、来年度以降、国保税の引き下げに基金を活用することは考えていないということで、ここはぜひ、来年度以降となれば、全然、残る3年間は考えられないということに直結するので、この部分については、もう時間がありませんので、これ以上申し上げられないということもありまして、ぜひ、非常に高い国保税を払っている世帯の、しかも払えない方々の負担は、まじめに払ってい

る人に結局はかかってくるわけなので、安くすることによって、結局は町全体では得をするということにつながると私は思うのですが、そういう点で御検討の余地はなおありませんでしょうか。あるのではないかと期待をいたしまして、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、お話ありましたように、階層別の課税状況で言うと、平成24年度の当初課税で言うと、所得のない方が、やはり世帯数としては一番多い800世帯というようなこと、そして、そのほか33万円以下を合わせると1,100ぐらいになると。もう一つの固まりといいますか、それが150万円以下、200万円以下が、900ぐらいの世帯がいると。そして、あと、その次が700万円以上ということで、これは、今、大江議員おっしゃるように、所得の最大限、今、63万円でしたか、以上は納税されないというようなことで、そういうことも認識しながら、この基金のあり方をどうするかということについては、あり方を含めて検討してみたいと思います。

ただ、今、直ちにこの場で国保税の値下げまで表現できるかどうかはちょっと勘弁していただいて、何より使うということを、先ほども答弁させていただきましたが、つらい思いで納めていただいている方によかったと思っていただけるような、そのような使い道も、せっかくお預かりした税でありますので、そういう気持ちになれるような使い道を検討、研究してまいりたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） あと3分ぐらいしかありませんので、ぜひ美幌町及び美幌町民の積極的評価をいただける御検討をこの点についてはお願いして、消費税の部分について残り時間を割きたいと思います。

第1回目の答弁で、見かけの上では税収増だけれども、平成19年度の個人町民税の税率の改定で、私の試算でも25%ぐらい税収

がアップしているということで、1億1,000万円かそこらは、制度が変わったので美幌町の税収はふえました。

それで、私は、平成9年対比では全国でも幾つかの主な町でも税収減だということが言われているので、それを追跡した後やったのですが、地方消費税交付金がまだ精算されないということで、平成9年度決算では5,792万9,000円ということで、平準化されれば2億円を超える消費税交付金が4分の1ぐらいしか来ていないので参考にならない。

それで、平成8年も見てみました。消費税3%の時代。これは、消費譲与税ということで約1億2,000万円入っています。1億2,000万円だとしても1億円ぐらいは、5%よりは下がっていますが、その時点で個人町民税、法人税、合わせていきますと11億八千二百九十何万円ということでありまして、平成24年度決算の個人町民税を修正したものでいきますと11億1,200万円ですから、平成24年度のほうが明らかに税収総額は下がっているということになります。それに地方交付税や国、道の支出金の減も合わせますと、相当ダメージが来ているというのが実態です。

そういう点で、国保病院の損税も含めますと、明らかに美幌町としてはマイナスの影響を受けているということをぜひ改めて認識していただいて、私、商店街なんかを歩きますと、今の5%なら何とか転嫁しないで自腹を切っているのだと。だけれども、8%だ、10%だとなったら、店を畳まなければならぬと。それを議員はわかっているのかというようなことを本当に厳しく問いただされませぬ。

したがって、町にとっても大変だというような状況を、美幌町の試算では、まだ億単位になっていないのですが、帯広市で見ますと、詳細は言いませんが、単年度15億円ぐらい税収が減っているということで、大変危機感を持っておられます。いずれどこの町も

同じような状況に、消費が冷え込めば、もう大変です。GDPの6割が個人消費で占められている以上、個人消費を冷やす施策がとられれば、税は減っていきます。そういう意味で、ぜひ、だめだよという声を、町を先頭に、ぜひ上げていただければ、まだ実施までには時間があるというようなこともありますので、そこをお聞きいたして、最後にしたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) 町長、時間がありませんので、手短にお願いします。

○町長(土谷耕治君) 美幌町からということでもありますけれども、地方6団体は、今回の法案成立を評価すると言っております。ただ、所得環境が非常に悪い中、消費税だけ上げるというわけにもいかないと思います。

また、国も今回5兆5千億円の予算を上げるということでもありますから、それらに期待をして、推移を見守りたいと、そのように思っております。

○議長(古舘繁夫君) 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、2時30分といたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時29分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 報告第14号

○議長(古舘繁夫君) 日程第3 報告第14号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○事務局(猪本 郁君) 3、調査の結果。

平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査、特定保健指導が実施され、美幌町の国民健康保険加入者の健康寿命の延伸などにより、医療費適正化を目指し

てきた。

これまでの特定健康診査の受診率は、第2期美幌町国民健康保険特定健康診査等実施計画で、平成29年度までの目標60%に対し平成22年度22.7%の受診率を、平成23年度及び平成24年度において30.3%と、一定程度引き上げているが、目標達成にはほど遠く、一層の行政の取り組みの強化が求められている。

また、町民の健康づくりの推進のため、平成15年度に設置された美幌町ヘルスリーダー制度は、食を通しての健康づくりを目的としているが、地域コミュニティ側から行政を後押しする体制も求められている。

こうした中、来年4月から北海道国民健康保険団体連合会のKDB国保データベースシステムが本格的に導入され、美幌町民一人一人の医療や介護保険等の健康に関する情報及び毎年度実施される特定健康診査による健康情報を町保健師が積極的に活用できる体制が整うことから、町民一人一人の健康づくりを全町的に推進することが可能になるので、特定健康診査受診率を目標の60%台に、いかにして向上させるかが喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、本委員会では、特定健康診査等受診率向上に対する取り組みについて、道内の先進地を視察、調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

当別町。

人口1万7,642人（平成25年11月末現在）では、特定健康診査の受診率が平成19年度23.5%から翌平成20年度に57.0%と、一気に2倍に引き上げられ、以降、今日まで50%台を維持している。

その具体的な取り組みとしては、（1）町長を先頭とした町を挙げての受診率向上対策。

ア、生活習慣病及びその予備軍を含め、国民健康保険税の負担増が1億円を超えたことで、町長が先頭に立って、イベント、集会等あらゆる機会を捉えて、国民健康保険税において加入者の負担が2,000万円ふえる

と、町の財政負担が倍の4,000万円の増となる。最も大事なのは、予防と特定健康診査受診を啓発する。

イ、専門職の保健師を衛生部門と国民健康保険部門に分散配置し、住民の声を聞くのが保健師と、積極的に地域に出る体制を確立する。

ウ、電話や訪問での健診勧奨を午後7時まで実施、誕生月の個別通知による受診勧奨及び若い世代から積極的な受診勧奨をする。

エ、国民健康保険加入者の予防や治療などの医療機関からの情報を個人ごと、地区ごとにデータ管理をするため、役場職員のシステムエンジニアを活用している。

オ、発症予防のための予備軍対策の特定保健指導に加えて、未治療、治療中断者の防止対策、重症化予防対策など保健指導に注力している。

（2）地域コミュニティとの協働。

ア、各町内会40地域全てに保健推進員が置かれ、健診の周知、啓発が行われている。

イ、地区ごとの受診率の提示を全戸に周知している。具体的には、4分の1の地域が60%を超えている状況にある。

（3）地域医療費の削減。

右肩上がりで推移してきた医療費が、これらの取り組みの結果、平成24年度に総額約8,000万円、1人当たりでも1万4,000円の削減となった。

以上のとおり、先進地も含め調査、検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、美幌町の特定健康診査受診率向上のために。

まちづくりの主役が町民と位置づけられている自治基本条例の精神を積極的に取り入れ、健康で長生きできる美幌町をつくる上で最も大事なのは予防と位置づけ、特定健康診査受診率の向上に対する取り組みを、特に次の点で強化すべきと考える。

（1）行政が一丸となった推進。

ア、町長が先頭に立ち、全ての機会を捉え

て、健康は予防が第一、特定健康診査は、その基本と周知、啓発に、行政を挙げて全力で行う。

イ、改正された地域における保健師の保健活動に関する指針に基づき、地域で積極的な保健師活動ができるよう体制の確立を図るとともに、研修の機会を十分に確保する。

ウ、保健師の事務的業務を負担軽減するため、北海道国民健康保険団体連合会、町内各医療機関の医療情報等のデータ処理に係る事務処理について、システムエンジニア等の支援体制を確立する。

(2) 地域コミュニティとの協働。

ア、行政とともに地域から特定健康診査の周知、啓発を推進するため、全自治会に保健推進員を配置する。

イ、自治会ごとに特定健康診査受診率などの提示をする。

以上のとおり、特定健康診査等受診率向上に対する取り組みについて、町民一人一人の健康づくりのために、健康は予防が第一、特定健康診査は、その基本であると周知、啓発を行うとともに、各自治会と連携を図り、行政が一丸となった積極的な取り組みを行っていただきたい。

○議長（古舘繁夫君） それでは、委員長より報告を求めます。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 調査の結果につきましては、ただいま読み上げていただいたとおりであります。若干、委員長として補足をさせていただきます。

その一つは、美幌町の国民健康保険の医療費は、近年増加傾向にあり、町民一人一人の健康づくりと特定健診の推進により、地域総医療費の削減、あるいは1人当たり医療費の削減に寄与し、ひいては町の財政の負担軽減となることから、特定健診、特定保健指導に対し、行政が一丸となった取り組みと地域コミュニティの積極参加を促すべきと、このようにまず考えます。

二つ目には、美幌町は保健師を集中配置し

ていますが、集中配置の特性として、ともすれば母子保健など他の業務に押されて予防が手薄になると、こういう傾向がどこでも指摘されているところであります。保健師の医療部門と健康づくり部門の分散配置も再度見当してみたいかがでしょうか。

3点目は、来年度、平成26年4月には、北海道国保連合会のKDBシステムの本格導入によりまして、健診、医療、介護の各種データが一本化され、美幌町の保健師が健康づくりのために積極的に活用できる体制が可能になります。医療分析などの資料作成及びその情報の活用には、パソコンに精通したシステムエンジニアなどの補佐が不可欠でありまして、早急に人員の配置または支援体制を確立していただきたいと存じます。

4点目は、自治基本条例は、美幌町のまちおこしの主役として、町民ということの規定しています。行政が町民の健康や疾病予防の取り組みを行うことはもちろんであります。町民の側からの地域コミュニティとの協働として特定健診を推進するということが求められています。全ての自治会から保健推進員を配置し、特定健診の受診の周知、啓発を行うとともに、自治会ごとの受診率及び保健情報を提示、開示できるよう、全力を挙げて取り組んでいただければと思います。

なお、本年4月、「地域における保健師の保健活動について」というタイトルで、10年ぶりに保健師活動の指針が改正されました。その内容の重要な柱といたしまして、保健師の地区担当制のもとで活動展開をすべしと、このように盛り込まれたところであります。

美幌町は既に、今回の指針を待つまでもなく、2年前から地区担当制が導入されております。美幌町のこの活動が、今から1カ月ぐらい前、11月15日付の日本看護協会の協会ニュースで、これからの保健師活動の先進例ということで、全国のすぐれた実践例、二つの一つとして大きく報道されています。

ここに現物がありますが、ページ見開き

で、この部分に美幌町の取り組みについて紹介されまして、指針で変わる、あるいは変える、これからの保健師活動ということのモデルとして紹介されております。一步先行して、全国に保健師の地域活動の先進例として、今、美幌町の取り組みは注目されていません。

土谷町長は、この記事の中で、保健師は、健康づくりの最前線に立っていますが、保健師だけではできないこともあります。町でも予算や配置、部局間の連携について配慮していきたいとも述べておられます。議会側も協力を惜しみませんので、来年度に向けて大きく保健師活動を前進させると。そのことで美幌町の保健活動がさらに全国から注目されるということを大きく期待をいたしまして、委員長への補足報告とさせていただきます。

○議長（古館繁夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第4 承認第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の2ページをお開き願いたいと思います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

大家畜特別支援資金利子補給事業の実施のため急を要するので、地方自治法第179条

第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月26日、美幌町長、土谷耕治。

記以下につきましては、次の4ページから御説明をいたします。

平成25年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。

第1条、債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

それでは、次の5ページをごらんいただきたいと思えます。

第1表、債務負担行為補正について御説明いたします。

事項の大家畜特別支援資金利子補給でございます。期間を平成25年度から50年度の間において、限度額65万4,000円を新たに設定するものでございます。

本利子補給につきましては、借入金の償還が困難な酪農、肉用牛及び養豚経営者に対しまして、長期低利の借りかえ資金の融通を行うことによって経営の安定及び後継者への経営の継承の円滑化を図る制度でございます。本町におきまして、このたび1件の酪農家で2,354万円の短期及び長期の借り入れを含めまして、長期資金への借りかえが道の承認を受けたもので、金利年2.25%のうち国が1.01%、道が0.12%、町が0.06%、JAが0.06%を利子補給し、実農家負担を1%とするものです。

町は、道の0.12%分を毎年補助金として受け、町の負担分と合わせて0.1%分を償還期間の25年間で利子補給するものであります。

この借りかえ計画の承認が11月26日にされまして、借りかえ実行日が全道統一で12月2日となっていることから、このたび専決処分により予算の補正を行ったところであ

ります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第101号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 議案第101号美幌町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第101号美幌町職員の再任用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町職員の再任用に関する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1（議案第101号関係）。

条例名、美幌町職員の再任用に関する条例であります。

改正目的であります。平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当分の支給開始年齢の65歳への段階的引き上げに続きまして、平成25年度以降は報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に65歳へと引き上げられることに伴いまして、無収入期間が発生す

ることから、国家公務員の雇用と年金の接続について、人事院の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出の趣旨及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に掲げられている高年齢者雇用に係る基本的理念や事業主の責務規定の内容等を踏まえ、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用の旨の閣議決定が行われたところであり

ます。この閣議決定を受け、各地方公共団体においても、地方の実情に応じて地方公務員の雇用と年金を接続するよう総務副大臣より通知があったところであり、本町の実情に応じて必要な措置を講ずるため、今回、条例を全部改正するものであります。

改正内容であります。まず、再任用制度の経緯といたしまして、本町におきましては、平成13年4月より美幌町職員の再任用に関する条例を施行しておりますが、制度自体、運用はしていませんでした。しかしながら、先ほども説明いたしましたように、平成25年度以降、無年金状態が発生することから、今般の総務副大臣の通知の趣旨を踏まえ、平成26年度からの再任用に向けた新たな再任用制度の運用を開始するものであります。

再任用制度の概要であります。再任用の対象となる者であります。これは、再任用条例で規定をするものであります。まず、定年退職者、これは、地方公務員法第28条の2第1項の定めによるものであります。

次に、定年延長者、同じく地方公務員法第28条の3第1項及び第2項に規定するものであります。

それから、早期退職者、25年以上勤務し、かつ退職日より5年以内の者ということで、地方公務員法第28条の4第1項に規定するものであります。ただし、定年に達していない者は除くものであります。

最後に、現に再任用されている者ということで、これらの者について対象とするものでございます。

次に、勤務形態であります。これは、実施要項に定めるものでございます。

勤務形態は、フルタイム勤務と短時間勤務の二つの形態を設定をしようとするものでございます。

次、採用であります。これは再任用条例で規定をいたします。

再任用を希望する者について、勤務成績や就労意欲、健康状態等により選考を行うというものでございます。

次、任用期間であります。これも再任用条例で規定をするものでございまして、基本的には一年間、4月から3月末日までということになります。

なお、勤務実績等を考慮いたしまして、1年を超えない範囲内で更新できるものを規定するものでございます。

次に、任期の末日であります。これも再任用条例で規定をしようとするものであります。

再任用職員が65歳に達する日以後の最初の3月31日以前とし、年金の報酬比例部分の引き上げスケジュールに合わせて段階的に引き上げるものでございます。

次、職種等につきましては、実施要項に定めようとしているものですが、定年退職を前に在職していた職種と、原則としては同様としようとするものでございます。

次、勤務時間あります。これにつきましては給与条例に規定をいたすものでございます。

フルタイム勤務者は、1日7時間45分、週38時間45分とするもの。短時間勤務者は、フルタイム職員の5分の4から5分の2時間の範囲で定めるものでございます。

次、休暇であります。これは職員の休暇等に関する条例に定めるものでございまして、年次休暇、病気休暇、特別休暇等でございます。

次、2ページでございます。

給与であります。これは、給与条例に定めるものでございます。

給与の月額ということで、フルタイム勤務職員の月給を定めるものでございます。考え方といたしましては、国家公務員に準拠するものであります。国家公務員の給与の定める基本的な考え方は、1級から6級まであります。各級の最高号俸の7割程度とするもので、表に記載しているとおりでございます。今回、行政職1、医療職の2、3をこのように定めようとするものでございます。

次に、期末勤勉手当でございます。これも給与条例で規定するものでございます。

期末勤勉手当ということで、6月及び12月、合計、年間では、括弧書きが再任用職員以外ということで、再任用ではない現職の職員でございます。年間では3.95カ月に対しまして、再任用の職員は2.1カ月分でございます。

なお、短時間勤務者につきましては、フルタイム勤務者に対する勤務時間の割合を乗じて支給をしようとするものでございます。

次、寒冷地手当あります。これは、寒冷地手当に関する条例で定めるものでございます。

寒冷地手当につきましては、職員のほか嘱託職員、あるいは臨時職員にも支給をいたしているところあります。今と同様の支給をしようとするものでございます。あくまでもフルタイム勤務職員のみ支給をするということで、短時間勤務職員については支給しないものでございます。

その他の手当といたしましては、通勤手当、時間外手当、宿日直手当、管理職手当等を支給するものでありまして、括弧に書いてあります扶養手当、住居手当、退職手当は支給しないものでございます。

次、企業職員の給与の種類及び基準ということで、これは企業職員等に関する条例に定めるものであります。まず1点、再任用の短時間勤務職員の給与を改めて規定をしよう

とするもの、それから、再任用職員への扶養手当及び住居手当の支給について、適用の除外を規定しようとするものであります。

関連条例の改正につきましては、ただいま説明したとおり、再任用に関する条例のほか、ここに記載のとおり、美幌町職員の給与に関する条例の一部改正、美幌町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正、美幌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

根拠法令等は、地方公務員法であります。

施行日は、平成26年4月1日であります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料の3ページから30ページにかけて、関連条例、一部改正の新旧対照表を添付しておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の給与規定だとかの話の中で、期末勤勉手当が支給になると。再任用ということになりますと、当然、1年であろうが職員となりますと、この勤勉手当があるということになりますと、きのう一般質問をしたのですけれども、人事評価制度は勤勉手当が給与の中の削減の該当になりますと、再任用といえども勤勉手当が当たる以上、人事評価の該当になる項目の支給なものですから、これとのリンクはどうかと。ちょっとわからないので質問です。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 来年度からの人事評価の試行ということで、今、詰めている段階でありますけれども、今現在は正職員について検討している段階でございます。再任用職員についての詳細については、まだ決めてはおりませんが、当然、職員には変わりありませんし、先ほども言いましたよう

に、任期が1年ということで、更新も可能であるということからすると、1年、1年、やはり評価というものもする中で、さらに更新をするべきものかどうかという判断は、やはり人事評価というものを活用しなければ透明性が確保されないということを考えておりました、これから細部について詰めてまいりたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今回提案されて、来年4月からということなのですけれども、私が知る限りでは、来年3月の退職予定者に対して町のほうで再任用の意向確認を行ったと。この件については、私も一般質問いたしましたので、速やかな対応ということで期待していたのですけれども、その中で、こういう給与だとか手当の条件だとか詳しいことについて、しっかり提示をされて意向確認がされていなかったのではないかとということを耳にしております。

それで、私自身は、やっぱり無年金になるというようなことで、職員にとっては再任用を選択するかどうかというのは大変重要な問題でありますので、定年者に限らず、25年以上の仕事をして早期退職した職員の場合も、もちろん場合によっては再任用の対象になるということですので、ぜひ一定年齢以上の職員に対して、この制度の、やはりきちんとした理解のための説明を町の責任として行うべきではないのかなと。

それと、詳細は恐らく規則の中で詳しくいろいろなことが定められるかと思っておりますので、ぜひそういった面での対応がどうだったのかについて、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 職員の今年度末で退職する方につきましては、勤務条件等は、まだ詳細が詰まっていない段階でしたけれども、希望があるかどうか、条件はいろいろありますけれども、その条件は無視として

でも希望があるかどうかという確認はいたしたところでありまして、その結果、条件がどうであろうと希望しないよという回答を得たという段階でございます。

今後につきましては、職員につきましては、そういったことで返事をいただいて、これから勤務条件等を提示して、それが変わるかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういう内容ではなくて希望はしないということでありまして、このほかに、今度は臨時職員等も出てきますので、これらについては、正職は組合との交渉案件でもありまして、組合等のほうにも説明いたしましたし、臨時職員につきましては、今度は内容、勤務条件、処遇等を提示しないと、これはなかなか判断はつかないということになってきますので、提示した中で希望を募ってまいりたいという予定であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今の説明である程度わかりましたけれども、いずれにしても、大事な問題ですから、今回、条例が提案されて、例えば正式に議決になった場合、また、規則の制定とかがありますので、機械的に町内LANでこういう制度ができたということだけをただ流すだけではなくて、もう少し丁寧に、この制度についてのやはり説明というものをごどこかでしっかりしていただきながら、条件がどうであれ希望しないという、そういう選択をした職員に対しては、私、どうだこうだということはないのですが、やはりこういう形で今までつくられた条例でも、再任用ということは一切なかったということですから、実質初めての制度運用をこれからしていくという意味では、ぜひ、繰り返しになりますけれども、親切丁寧な職員の説明の機会とこのを設けていただくように、特に答弁はいりませんけれども、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 制度のお話はそれ

なりに受けとめたいと思いますが、私がお聞きしたいのは、奇異なことがあると思うのです。

一例として民間の話をさせていただきますが、仕事量がふえたという認識があれば、それに対応するために職員数とか作業員数というのは、その道理の流れとしてわかるのですが、今回、制度的云々という前に、基本は職員数がふえるわけですから、再任用ということで、ふえる可能性があるという意味で、仕事量、つまり事務事業量の見直しがしっかりなされていないと、制度はできても、雇用という意味では、私は多くの町民が首をかしげるものではないかということもちょっとお聞かせ願っていないと、いや、吉住さん、実は違うのですと。例えば職員といえども、今の実態は、こういう言葉は適正かどうかわかりませんが、職員ですから正も副もないと思うのですが、それ以外に美幌町の雇用関係は嘱託職員もいますと、臨職もいますと、こういう制度をもって、今回、流れですけれども、臨職も、逆に言えばきっちり減らして、職員扱いという関係でやっていくというのであれば、仕事量という意味ではわかるわけですが、制度そのものは云々ではなくて、私が言いたいのは、仕事量が、見た目です、ふえたのか減ったのかもわからないうちに、4月1日からというのは相当な町民の御理解がなければ実質的に無理ではないのかなと思うところがありますので、そこら辺の、仕事量という意味で、行政が抱えている、というところのお話を少し御説明していただければという意味でお尋ね申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今、お尋ねのありました件でありますけれども、確かに、御指摘のところはそのとおりだと思います。量をどういう形で抑えるか、仕事量をどういう形で抑えるかということだと思いますが、再任用制度で仕事量がふえたから補充するということでは決してございません。

ただ、仕事量にも量的なものと質的なものがありまして、必ずしも質的にどうかだとか量的にどうかというの、それは、それぞれやっけていく中でいろいろと、十分充足された状態であるかという、これまた決してそうではないということとも言えると思いますけれども、そういう中で、質の面だとか、あるいは、ベテランの職員がどういう形でそこに入ること、住民サービスがどうさらに向上するかだとか、そういう質の面での期待というものも私どもかなり持っています。

それで、この再任用制度自体が無年金者をどうフォローするかという基本的なところがございまして、これは民間に限らず公共あわせて、仕事量のいかにかわらずそれを実施するというところからございまして、私どもは、これをやはり住民サービスにどうつなげていくかということが大前提であります。

したがって、どの仕事でどうするという事はもちろんありませんし、全職種が対象になりますし、そういう中で、住民サービス向上につながる仕事に結びつけていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 全然理解できませんが、だまされようと思っております。

ところで、議長、お許しいただきたいのですが、先ほど失念しておりました、もう1点聞くのを忘れていました。お許しいただきたいと思っております。

これを見ると、早期退職者も25年以上の実績があれば再雇用できるという内容であります。そういう意味で1点ほど。

勸奨というのですか、退職金も割増しいただいて退職された方。例えば、しつこいようでありますけれども、その割増分、逆に戻した上で雇用されるのかどうか。そのために、やっぱりいるわけですから、後身に道を譲るという趣旨もあって、本人の希望も含め

て、そこら辺、町民感情としてです、解釈として、もし、例えば3年前に退職金の上乗せをもらった人が、いや、やっぱりあんばいが悪いと。俺ももう少しおっかあのために稼がなければいけないと、再雇用してほしいという事情の人もないとは限りませんので、そこら辺をどうされるのかというのを、思いですから、お教え願いたい。副町長、これ、総務部長は答えづらいですから、どうぞ。

○議長（古舘繁夫君） 吉住議員、だまされるのではなく、しっかり御理解をいただきたいと思っております。

答弁者は誰。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 大変気持ちはよく理解はできるのでありますけれども、早期退職者におきましては、退職金を受けている、受けていないは別といたしまして、地方公務員法でも再雇用することができるという法律の規定もございまして。

退職金につきましては、再雇用後は退職手当組合には入りませんので、退職金はもう出ないことにはなりますけれども、あくまでも早期退職者も再雇用の対象ということには変わりがないので、御理解願うしかないと申します。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 総務部長は間違っていないけれども、再雇用になったから退職金なんて払うなどとは僕も思っておりません。そうではなくて、いろいろな意味で、こう言ったら理屈になるかどうかはわかりませんが、町民にとってはうらやましいという言葉しかないのです。そこら辺、先ほど松浦議員が、というのは、雇うに当たっては、優秀な方とかいうことも含めて、やっぱり町民も納得する方、それは、いろいろな評価はあります、町民の目から見ても。ただ、それに耐え得る人に、やっぱり勤めていただければと願いつつ、質疑をやめます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） お尋ねの件については十分理解しているつもりでございます。

通常、早期退職というときは、やはり、その職員にとっていろいろな事情があった中で、定年を前にして重大な決断をしてやめるということでございます。その時点で、私どもも今度、再任用制度ができましたので、その辺も含めて、いろいろと事情聴取をしながら、勧奨のもし対象になるなら、そのようにこちらから判断すると思ひますし、申し上げたいのは、町民の方々におかしの制度だと言われぬような対応を我々も心がけてまいりたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 1点だけ。

その他手当のところでは管理職手当がありますがすけれども、一旦やめた方で、また管理職につくのか、また、管理職というのはどういふものを想定されているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 管理職手当のお尋ねでございますけれども、これは、一応こういう規定は設けておくということで、一般的には役職をおりて再任用するというのが考え方であります。

ただ、中には、その職場の例えは体制でありますとか、そういった中で、どうしても管理職の体制が組めないというような場合には、そういった、管理職としての再任用もあり得るということで、まずは、なかなかないかと思ひますが、管理職ですので、あくまでも主幹職以上ということであります。そういった規定を設けておくというものでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わ

ります。

これから、議案第101号美幌町職員の再任用に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第102号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第102号美幌町公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の27ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第102号美幌町公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の31ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料2（議案第102号関係）。

条例名、美幌町公法上の収入徴収に関する条例。

改正目的であります、町税に対する延滞金の割合の特例が平成26年1月1日から改正することに伴ひまして、公法上の収入に対する延滞金につきましても同様に見直しを行うとともに、延滞金の計算方法を明確にするために条文の整理を行おうとするものでございます。

改正内容でありますけれども、第3条第2項を追加するという、閏年の日を含む

期間においても1年当たりの日数は365日と規定をする。

第3条第3項を追加するという事で、延滞金の計算の基礎となる納入金額について、1,000円未満の端数及び2,000円未満の納入金額は、全額を切り捨てる旨を規定しようとするもの。

旧第3条第3項を削り、第4条を追加するという事で、延滞金額の100円未満の端数及び1,000円未満の延滞金は切り捨てる旨を規定をしようとするものであります。

そして、延滞金の割合の特例を規定しようとするものでございまして、附則第3項として、延滞金の割合の特例を新たに追加をしようとするものでございます。

本則では、延滞金、年14.6%、1カ月以内については7.3%という規定としておりますが、これに追加をいたしまして、特例といたしまして、町税と同様、特例基準割合に7.3%を加えた率、1カ月以内は特例基準割合に1.0%を加えた率にしようとするものでございます。

この特例基準割合というのは、下の欄に書いてありますように、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月における平均に1%を加算した割合ということで、参考までに現在の利率を掲載をしているものでございます。内容につきましては、町税と全く同様のものでございます。

根拠法令等につきましては地方自治法、施行日は平成26年1月1日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料の32ページから33ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第102号美幌町公法上の

収入徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第103号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第103号美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第103号美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定しようとするということで、条例廃止の内容につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の34ページをお開きいただきたいと思います。

資料3（議案第103号関係）。

条例名、美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例。

廃止目的であります。町営バスは、町が統合地区の生徒児童の通学や農村地区の生活を支える公共交通を確保するために、豊岡線、日並線、報徳線の3路線を運行していたものですが、平成25年4月から混乗スクールバスとして運行を改め、今後も混乗スクールバスとして運行していくため、今回廃止をしようとするものであります。

提案条例の内容といたしましては、美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止するものであります。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第103号美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第104号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 議案第104号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第104号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、議案の参考資料4、35ページでございます。

改正目的でございますけれども、町税及び公法上の収入徴収に関する条例とともに、延滞金の割合の特例について後期高齢者医療保険料につきましても、利率の引き下げ、見直しを行うものでございます。

改正内容でございますが、現在、1カ月以

内の延滞割合は4.3%を適用しております。1カ月を超えた滞納の場合につきましては、14.6%、日歩4銭の延滞金がかかることになっております。

改正後につきましては、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年度の10月から前年の9月における平均に1%を加算した割合にするものでございまして、改正後の右にございませけれども、参考とございますが、貸出約定平均金利の年平均が1%の場合は特例基準割合が2%になり、その割合に7.3%、日歩2銭を加算した率9.3%が1カ月以上の滞納に適用されるということでございます。

1カ月以内の滞納の場合につきましては、3%が適用されるということでございます。

この改正により、今後は銀行の貸出金利の変動により利率が増減するということになります。実情に合った運用ということでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、平成26年1月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第104号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第105号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第105号美幌町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。
建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の31ページをお開きください。

議案第105号美幌町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町自転車等の放置防止に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の37ページをお開きください。

資料5（議案第105号関係）であります。

制定目的であります。この条例は、自転車等の利用者の利便の増進を図るとともに、駅前広場その他の公共場所における良好な環境を図るため、自転車等の放置防止に関する事項を定め、もって町民の安全で住みよい生活環境の形成を資することを目的とするものであります。

制定内容であります。第1条の目的、第2条の定義に続き、町及び利用者等の責務については第3条、第4条、第5条、鉄道事業者等の責務につきましては第6条で、放置自転車等に対する措置として、放置禁止区域の指定等、第7条、放置禁止区域内の自転車等に対する措置として第8条、第9条、放置禁止区域外の自転車等に対する措置を第10条で、保管自転車等に対する措置等について第11条、第12条、第13条で、引き取りのない保管自転車等に対する措置として第14条、町の管理する自転車等駐車場に対する措置については第15条、第16条、第17条で、第18条は委任規定という条文構成になっております。

根拠法令は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、施行日は平成26年1月1日でありま

す。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 結構数多くわからない点を聞きたいと思ひますので、ゆっくり順番に御質問したいと思ひます。

まず、32ページの第6条に、鉄道事業者等の責務というふうに定められております。

それで、この条例決定後、これらの鉄道事業者等への速やかな協力依頼を当然行うと思ひますが、その辺の考え方。

それから、今、私の頭の中にあるのは、いわゆる駅前の駐輪場のことがイメージとして浮かぶのでありますが、多くが町外の高校等に通学する自転車の利用が多いと思われます。もちろん、この責務の対象者の中には入っていないのですが、高校等へ、当然のこと協力の依頼、条例の制定の趣旨だとか、そのような説明を考えられているかというのが2点目でございます。

次に、33ページの第9条の中に、町長が定めた場所ということで保管場所を一応ここに条例上規定しておりますが、具体的に事例があったときに、どこに保管をされるのかという、その場所をお知らせいただきたいと思ひます。

次に、34ページの第12条に、保管自転車等に係る費用の徴収ということで徴収の規定が定められております。自転車が1,000円、原動機つき自転車が3,000円ということで、これを定めるに当たっての積算根拠について、どういう考え方で設定されたのか、お教えいただきたいと思ひます。

そのページの14条の一番下に、引き取りのない保管自転車等に対する措置ということで、「その保管に不相当な費用を要するとき」ということで、これは具体的に、不相当というのがどういうことを想定されているのかについてお尋ねしたいと思ひます。

それから、その場合、売却した代金を保管するということですが、具体的に売却方法というようなことは、現状どういうふうなことを考えられているかと。

最後ですけれども、この条例制定に当たっての住民からのパブリックコメントについての問い合わせ、御意見等があったのかどうかについてお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） まず、1点目の鉄道事業者の責務という、これにつきましては、関係機関の関係につきまして条例が制定されました後、きちんと周知またはお知らせをしたいと思っております。

それから、2点目の駅前の駐車場の部分、これにつきましては、主に高校ということでありまして、既に2回、放置自転車に根拠なく処理をしたことがありますけれども、そのときについては連絡協議会の中で、高校ということで、美幌及び北見、網走という形の部分について、各高校のほうに、うちの条例制定のもとの中、放置自転車に対する啓蒙、啓発、措置について御説明をしていきたいと思っております。

そのほか関連機関としては、当然、地元自治会、それから、今言った鉄道と、それから観光物産協会などを考えております。そして、警察のほうについても、うちの条例について御説明していきたいと思っております。

それから、うちのほうで駅前につきましては道と協定を結んでいますので、これにつきましては条例制定する段階から協定の内容を含めて御説明しておりまして、協定についても結んでおります。

次に、3番目の保管場所ですけれども、今のところ考えているのは報徳の車両センターを考えております。

それから、4番目の徴収根拠、これにつきましては、うちのほうの職員の平均の部分の保管に係る時間的な費用という計算の中で、一応1台に15分程度かかるということの部

分で、その目安として1,000円程度という形で積算しておりますし、他市町村の実施状況、清水町だとか江別だとかいう形の部分のところの実施状況を参考にして、今回このような徴収の料金を決めております。

5点目の14条の不相当な費用を要するという事は、今のところ保管する場所が、どこかを借りなければならないとか、または保管する建物だとか、そういう関係の部分で、費用を要した中で保管するというふうになれば、当然、不相当な部分が生じてきますので、そういうようなお金がかかるのであれば、当然、売却できるという形の部分でここで規定していますので、売却した代金でかえて保管をするという方法をとれるという形で進めていまして、では、売却するところはどこだとなりますと、今のところちょっと、どこどこというか、自転車のものによっていろいろありますけれども、普通は古物商の中で、金属という扱いの中で引き取り価格が決まるものと思っておりますけれども、一応そういう形の部分で想定しています。

それから、7番目のパブリックコメントの関係につきましては、意見はありませんでした。

あと、漏れているものはありますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 質問には全て答えていただきました。理解しました。

それで、議長、申しわけないのですが、もう1点、質問の漏れがありまして、32ページの第7条の中に放置禁止区域の指定等という規定がございまして、必要のある公共場所を指定することができるというふうに条例上定めてありますが、実際に、こういう場所を今、まちのほうは想定しているのか、具体的にこの場所がその区域になるということなどで想定されている場所があればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今のところ

想定する場所は考えておりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第105号美幌町自転車等の放置防止に関する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第106号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第106号美幌町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の37ページをお開きください。

議案第106号美幌町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町公共下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の39ページをお開きください。

資料6（議案第106号関係）であります。

改正目的であります。

社会保障の安定財源の確保を図るための税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率を現行の5%から8%に引き上げることとなり、課税事業者である下水道事業、個別排水処理事業、水道事業が収

入している消費税等の課税対象となる各種料金について、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課される地方消費税相当額の引き上げを行うための改正を行うものであります。

改正内容であります。美幌町公共下水道条例の下水道使用料、美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例の施設使用料、美幌町水道給水条例の加入者負担金設計審査及び工事検査手数料、水道料金、手数料の改正を行うものであります。

各種料金等の表示につきましては、総額表示から外税表示となりますので、参考資料についています41ページから48ページまでの新旧の対照表を御参照いただきたいと思います。

施行日は、平成26年4月1日であります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願います。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第106号美幌町公共下水道等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第107号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第107号美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の42ページでございます。

議案第107号美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきまして、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の49ページ、50ページをお開きいただきたいと思います。

資料7（議案第107号関係）。

条例名……（発言する者あり）

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第107号美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を3時50分といたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第12 議案第108号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第108号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の43ページをお開き願いたいと思います。

議案第108号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、年末における執行実績及び今後の執行見込みにより予算の整理のほか、峠の湯びほろの指定管理期間満了に伴い、指定管理者を指定するに当たって、施設維持管理等委託料の債務負担行為の補正を行うほか、福祉灯油購入費扶助、ソチオリンピック・パラリンピック選手後援会補助金等の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,736万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ98億2,349万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、48ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

事項のスプーン洗浄機浸漬装置・食器洗浄機借上料、蒸気ボイラー借上料、食缶洗浄機借上料につきましては、額の確定に伴います予算の整理で、減額をするものでございます。

一番下の峠の湯施設維持管理等委託料、期間、平成25年度から平成29年度まで、限度額2,800万円を新たに設定をしようとするものでございます。

峠の湯びほろの指定管理期間が本年度末で満了となることに伴い、平成26年度から平成29年度までの4年間の指定管理者を指定するに当たって、年間700万円を限度として、総額2,800万円の施設維持管理委託料の債務負担行為を補正しようとするものでございます。

次に、49ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的欄にあります、まず、美和南公民館建替事業、その下、臨時財政対策債、その下、緊急防災・減災事業、その下、スクールバス購入事業、この4事業いずれにつきましても、額の確定に伴います減額補正であり、今回の補正により、本年度の地方債総額を5億3,440万円とするものでございます。

それでは、次に、62、63ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

主に年末における実績を踏まえての執行見込みの整理を行おうとするものでございますが、まず、2段目になります、総務費の一般事務費、特別旅費144万9,000円、それから、使用料8万7,000円につきましては、新規に補正をしようとするものでございまして、これにつきましては、平成26年2月及び3月に開催のソチオリンピック・パラリンピック地元選手観戦に係る2名分の旅

費及び観戦チケット代を予算化したいものでございます。

その下の庁用事務費、通信運搬費32万2,000円の増額補正でございますが、後ほど御説明いたしますが、民生費で補正予算計上の福祉灯油等購入費扶助実施に伴う郵便料の増額補正でございます。

1段飛びまして、企画費の政策推進事業費、事務事業協力報償24万円の増額につきましては、ふるさと寄附金件数の増による特産品の増額補正でありまして、当初、145件を見込んでおりましたが、102件増の247件の見込みで増額をしたいというものでございます。

その下の積立金123万円の増額補正でございますが、まず、8月12日から11月5日までの間に38件、23万円のふるさと寄附金をいただいたもの、及び11月16日、美幌商工会議所から創立60周年記念事業の寄附金といたしまして、イベント用貸出備品購入に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただきましたので、これをあわせて積み立てをしようとするものでございます。

ふるさとづくり寄附金の年末残高は、8,770万4,000円となる見込みでございます。

1段飛びまして、一番下、財政調整等基金積立金の積立金8,891万3,000円の増額でございますが、まずは病院の不採算特別交付税経過措置の満了に伴います将来への積み立てといたしましての積み立てと、今回の財源調整分といたしまして6,487万9,000円を財政調整基金に積み立てをしようとするもの、それから、10月7日、新町3丁目のヘアボックス・アールパーク代表荻下理香様から1万5,000円の寄附と、10月9日、栄町1丁目にお住まいの嶋崎美智子様から3万円の御寄附をいただきましたので、これを財政調整基金に積み立てるものと、それから、9月26日に、東町2丁目にお住まいでありました磯江昌子様から学校図書充実にと300万円の寄附をいただきましたの

で、これにつきましても財政調整期金に一旦積み立てをしようとするもので、合計、財政調整基金に6,792万4,000円を今回積み立てをしようとするものであります。

また、給与等の減額措置分につきまして、緊急防災・減災事業債の償還財源とするために、減災基金へ2,098万9,000円を積み立てをしようとするものでありまして、減債基金の年度末残高は、3億2,224万1,000円となる見込みでございます。

財政調整基金の残高につきましては、歳入で御説明を申し上げます。

次に、65ページをお開きください。

ここでは、一番下の段、民生費、一般事務費の2行目、扶助費、福祉灯油等購入費扶助894万円の新規補正でございますが、これは、灯油の価格の高騰によりまして、昨年と同様扶助するものでございます。町民税非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、あるいはひとり親世帯、障害者世帯、生活保護世帯に対しまして、1,788世帯を見込みまして、1世帯当たり5,000円を扶助しようとするものでございます。

その下、積立金13万3,000円の増額補正でございますが、ふるさと寄附金のうち福祉の指定寄附金として2件分1万5,000円と、9月22日、社会福祉法人恵和会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会参加者御一同様から、社会福祉に役立ててほしいと11万8,000円の御寄附をいただきましたので、これを福祉基金に積み立てるものでございます。

次、67ページをお開きいただきたいと思っております。

3段目になります。高齢者福祉費の2行目、6、後期高齢者医療費負担金、療養給付費負担金201万円の増額補正でございますが、これは、平成24年度の療養給付費の精算による増額補正でございます。

その次の段、障害者自立支援事業費、地域生活支援事業業務委託料448万4,000円の増額補正でございますが、主に訪問入浴

サービス利用者の増によるものでございまして、サービス利用者2名で予定していたものが4名にふえたものによるものでございます。

その次の段、保育園費、施設維持管理事業費、修繕料19万3,000円の増額補正でございますが、美幌保育園の自動式ブラインドの故障によりまして修繕料の増額をお願いしたいものでございます。

次のページ、69ページをお開きください。

上の段の一番下、繰出金、個別排水処理特別会計繰出金114万9,000円の増額補正でございますが、起債対象外事業費の増に伴う財源調整分でございます。

その次の段、母子保健事業、社会保険料等5万4,000円の増額、臨時職員賃金38万9,000円の増額につきましては、職員の産休代替臨時保健師の2カ月分を補正しようとするものでございます。

その次の保健福祉総合センター維持管理事業費の教育備品109万8,000円の増額につきましては、10月27日、松緑神道大和山美幌支部長、永澤則次様から、しゃきつとプラザの施設整備にと30万円の御寄附をいただいた分と福祉基金繰入金を財源といたしまして、しゃきつとプラザにランニングマシン1台を購入しようとするものでございます。

以下は年末の整理でございます。

次、71ページをお開きください。

一番上の段、農業費の一般事務費、臨時職員賃金40万1,000円の増額補正でございますが、職員の病気休暇に伴うパート事務補助員の賃金を補正しようとするもので、11月8日から3月31日までの分でございます。

その次の段の3行目、担い手農地集積推進事業、経営転換協力金280万円の新規補正でございますが、これは、農業者の高齢化や後継者不足による余剰農地を防ぐため、全ての自作地を白紙委任し10年間貸し付けた場

合に、協力金として国から支払われる間接補助でございまして、今年度4戸、1戸当たり70万円が交付されるものでございます。トンネル補助でございます。

次の畜産振興事業費の補助金、大家畜特別支援資金利子補給費補助金4,000円につきましては、今回提案しております承認第1号で御説明した補助金の平成25年度分でございます。

その次の段、道営土地改良事業費、償還金利子及び割引料43万5,000円の増額につきましては、ビックハウス美幌店がスーパーアークス美幌店として移転改築するに当たって、取りつけ道路設置に関しまして、道営水環境整備事業美幌地区の一部用途廃止に伴う補助金・返還金が生じたもので、全額株式会社道東ラルズが負担をするものでございます。

次のページ、73ページであります。

一番上段の林業推進事業費の積立金20万1,000円の増額補正でございますが、これは、9月30日、コープさっぽろから、森林整備協定に基づき、20万1,000円の御寄附をいただいたものを未来への森づくり基金へ積み立てするもので、年末における残高見込みは1,406万6,000円となる見込みでございます。

次の商工振興推進事業費の商店街街路灯維持管理費負担金11万円の増額補正につきましては、電気料金の値上げに伴う増額補正でございます。

その次の段、観光振興事業費、地域資源活用販路拡大事業委託料277万円の新規補正でございますが、これは、合同会社びほろ笑顔プロジェクトにおいて、緊急雇用創出推進事業を活用し、1月から3月の間、3名を雇用し、商品開発やプロモーション事業を行うもので、10分の10の補助、トンネル補助でございます。

次の観光施設維持管理事業費、修繕料117万6,000円の増額補正は、峠の湯びほろにおける消防用設備の修繕等緊急を要する

修繕費を増額したいというものでございます。

一番下の段、道路橋梁維持管理事業費の一番下、光熱水費220万8,000円の増額補正につきましては、街路灯の電気料金値上げ分の補正をお願いしたいというものでございます。

次、75ページをお開きください。

上の段の中ほど、除雪対策事業費の光熱水費33万3,000円の増額は、ロードヒーティングに係る電気料金値上げ分を増額しようとするものでございます。

その下、修繕料100万円の増額補正につきましては、タイヤショベルのヘッドガasket等修繕の実施増に伴う増額補正をお願いしたいというものでございます。

その次の河川費、維持管理事業費、自動車等借上料200万円の増額につきましては、春先の降雨量増に伴う沈砂池あるいは河川の土砂堆積への対処として増額をしようとするものでございます。

1段飛びまして、公共下水道繰出事業費の公共下水道特別会計繰出金1,914万4,000円の減額でございますが、これは、前年度繰越金を今回特別会計で予算化をするに当たっての財源調整でございます。

その次の段、一般事務費、住宅リフォーム促進補助金995万円の減額補正でございますけれども、これにつきましては精算でありまして、辞退者が18件、及び工事完了に伴う執行残について補正をするものでありまして、最終的な見込みといたしましては、230件、補助金で7,585万円の執行見込みでございます。

一番下の段、住宅維持管理事業費の修繕料214万8,000円の増額補正でございますが、公営住宅の入退去者の増による内部改修費等の増額補正でございます。

次のページ、77ページをお開きください。

2段目になりますが、教育振興事業費の一番下、補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金

95万1,000円の増額補正につきましては、私立幼稚園への途中入園者の増加に伴う増ということで、当初見込み268名が、26人増加しまして294名となる見込みでございます。

一番下の段、小学校費の学校管理事業費の燃料費165万円の増額補正は、燃料単価の高騰による増額補正をお願いしたいというものでございます。

次、79ページをお開きください。

一番上の段、学校管理事業費、燃料費179万1,000円につきましても、燃料単価の高騰による増額でございます。

その次の段、町民会館維持管理事業費の消耗品費9万7,000円と、2行飛びまして庁用備品13万7,000円の増、その下、機械器具7万円の増額補正につきましては、8月30日、山田恵子リサイクル実行委員会様から12万4,000円の御寄附と、8月30日、栄町2丁目、山田恵子様から10万円の御寄附と、10月10日、日本舞踊藤間流藤光会会主、藤間勘芳光様から8万円の御寄附、合計30万4,000円をびほーる機器充実のためにと御寄附をいただいたもので、スポットライト、譜面台、演奏用椅子を整備する増額補正でございます。

光熱水費342万9,000円につきましては、暖房に係る電気料金実績による増額補正をお願いしたいものでございます。

次の図書館費、活動促進事業費、消耗品費30万円の増額につきましては、ふるさと寄附金のうち、使途が図書購入分を図書館の図書購入費として増額するもので、11月5日の1件分の寄附金でございます。

下から2段目、スポーツ振興事業費、看板作成委託料20万6,000円と補助金、ソチオリンピック・パラリンピック選手後援会補助金425万5,000円の新規補正でございますが、これは、オリンピック及びパラリンピック、オリンピック2選手、パラリンピック1選手の出場を見込みまして、選手、家族、関係者の支援、応援経費の一部を補助

しようとするもので、看板につきましては、広報用看板を作成しようとするものでございます。

一番下の段、屋内体育施設維持管理事業費、燃料費131万6,000円の増額補正は、燃料単価の高騰により増額をお願いするものでございます。

次、81ページをお開きください。

一番上段であります、屋外体育施設維持管理事業費の光熱水費97万2,000円の増額につきましては、夏の雨不足によります芝生への散水量増加に伴う水道料の増額でございます。

その下、学校給食運営事業費の燃料費105万1,000円の増額補正は、燃料単価の高騰によるものでございます。

一番下の段、職員給与費の減1,699万8,000円の減額補正でございますが、給与減額措置、それから共済組合追加費用負担率の減に伴います減額補正でございます。

それでは、次に、歳入を御説明いたしますので、54、55ページにお戻り願いたいと思います。

歳入であります、歳入につきましては、額の確定等に伴います予算の整理が主であります、まず、中ほどの地方交付税の増1億3,259万3,000円の増額補正でございます。これは、普通交付税の決定に伴います増額でありまして、最終的に普通交付税は対前年1,835万6,000円の減となりまして、38億7,259万3,000円と決定されたものでございます。

この件の主な理由といたしましては、事業費補正、いわゆる起債の償還額が減ったものでございます。

1段飛びまして、地域生活支援事業費等補助金の増186万6,000円の増額補正につきましては、歳出の障害福祉費で御説明いたしました訪問入浴サービス利用者の増によるものでございます。

次、57ページをお開きください。

上から3段目、経営転換協力金280万円

の新規補正でございますが、歳出の農業振興費で御説明をいたしました農地貸付者に対する国からのトンネル補助であります。

1行飛びまして、緊急雇用創出推進事業補助金277万円の新規補正につきましては、歳出の観光費で御説明いたしました合同会社びほろ笑顔プロジェクトで3名の雇用を創出し、商品開発、プロモーション事業を行うもので、10分の10の国からの補助でございます。

中ほどであります。財産収入の不用物品売り払い代の増159万8,000円でございますが、これは、除雪ダンプ及び道路パトロール車の売り払い代でございます。

次、寄附金であります。一般寄附金の増4万5,000円の増額でございますが、まず、10月7日、新町3丁目のヘアボックス・アールパーク代表荻下理香様から、開業15周年記念イベントの基金の一部を町に役立てていただきたいと1万5,000円をいただいたもの、それから、10月9日、栄町1丁目にお住まいの嶋崎美智子様から、夫、甚太郎様が8月27日に御逝去されて、生前、町にお世話になったということで、町に役立ててほしいと3万円の御寄附をいただいたものであります。

次のふるさと寄附金の増54万5,000円につきましては、8月12日から11月5日までの41件分の御寄附で、本年の累計は145件となったものでございます。

次の社会福祉費寄附金の増41万8,000円でございますが、まず、9月22日、社会福祉法人恵和会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会参加者御一同様から、社会福祉に役立ててほしいと11万8,000円の御寄附があったこと、10月27日、松緑神道大和山美幌支部長、永澤則次様から、チャリティーバザーの益金の一部をしゃきっとプラザ施設整備に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただいたものでございます。

次の林業費寄附金の増20万1,000円につきましては、9月30日、生活協同組合

コープさっぽろから、森林整備協定による寄附として20万1,000円をいただいたものであります。

次の社会教育費寄附金の増30万4,000円でございますが、8月30日、山田恵子リサイタル実行委員会様から12万4,000円、8月30日、栄町2丁目、山田恵子様から10万円、10月10日、日本舞踊藤間流藤光会会主、藤間勘芳光様から8万円の御寄附をいただいたものでございます。

一番下の段、学校教育費寄附金300万円につきましては、9月26日、東町2丁目にお住まいでした故磯江昌子様から、学校図書充実に役立ててほしいと300万円をいただいたものでございます。

次、59ページをお開きください。

商工費寄附金100万円の増額でございますが、11月16日、美幌商工会議所から、創立60周年記念に当たり、イベント用貸出備品充実にと100万円の御寄附をいただいたものでございます。

その次、公共施設整備基金繰入金の減8,025万7,000円の減額補正でございますが、今回の財源調整で年度末の残高は8億8,910万1,000円となる見込みでございます。

次、福祉基金繰入金の増79万8,000円の増額でございますが、これにつきましては、松緑神道大和山様の寄附金30万円とあわせて、しゃきっとプラザのランニングマシン購入に充当するために基金から79万8,000円を取り崩すものでございます。

これによりまして、福祉基金の年末残高は3億404万3,000円となる見込みであります。

1行飛びまして、財政調整基金繰入金の減6,212万6,000円の減額補正であります。今回の財源調整でありまして、このことにより、財政調整基金の年度末残高は11億175万3,000円となる見込みでございます。

その下、前年度繰越金の増6,749万1,

000円の増額補正は、今回、前年度繰越金を全額予算化をするものでございます。

一番下の段になります。雑入であります。中ほどのいきいきふるさと推進事業助成金の増100万円でございますが、これは、美幌町内消費拡大セール事業のうち子育て支援事業に対しまして要望しておりました、いきいきふるさと推進事業助成金が採択されたことによる予算化をしようとするものでございます。

その下、給与費負担金44万3,000円の増でございますが、これにつきましては、水道事業職員の給与費削減分でございます、これを減債基金へ積み立てるものでございます。

その下、土地改良事業補助金返還金57万9,000円につきましては、歳出の農地費で御説明いたしました株式会社道東ラルズからの補助金返還金で、歳入では57万9,000円、歳出では43万5,000円を補正をするものでございまして、その差額は町費分の返還分でございます。

次、61ページであります。

町債でありますけれども、町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 63ページ、款項でいくと、総務費の総務管理費、一般管理費の1番、一般事務費増、特別旅費の144万9,000円。説明ではオリンピック等の渡航の人件費等ということなのですからけれども、4年前、オリンピックのとき、たしか応援団も来まして、多くの方が行ったと思うのですけれども、今回、またオリンピックということで、本当に喜ばしいことなのですからけれども、この特別旅費の該当になる人間の人选等について、まず考え方をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 答弁は。

町長。

○町長（土谷耕治君） まだ確定はしておりませんが、時期が時期だということがありますので、きょうの防災の論議にもありましたけれども、残るべき人は残って、それ以外の人に行ってもらおうというのが最適だと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 先ほどの防災の話でも、残るべき残る人というのは置いておいて、私は、将来、子供たちの夢等があるのであれば、できる限り若い職員がきちんとして、仕事をしてくてもらいたいと思っておりますので、ぜひ、職員、要するにスポーツならスポーツ担当りのきちんとした職員を、将来のことも考えて派遣すべしという思いで終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 後援会組織も出ておりますので、町を代表して行くということありますから、役職あると言ったらおかしいですけれども、それなりの人物を派遣したいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 65ページの一番上の防災活動推進事業費の減ということで、これは器具の執行残だと思いますが、この執行残の扱いなのですからけれども、私の記憶が正しければ、たしか国家公務員に倣って、職員給与の減額、それらをこういう防災に充てるということの趣旨で以前聞いておりましたので、執行残になった部分につきましては、次年度以降、これらの執行残を活用して、さらに防災充実のために使われるというふうに理解していいのか、それとも単純に繰り越しになったりとか、そういう扱いになるのか、その辺だけちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点、73ページの商店街

活性化事業費の増ということで、空き店舗の活用事業補助金ということで、これは、今、この制度ができてから何件目なのかということ。

それで、今まで補助したものの、ちょっと、やめたのではないような気がするのですけれども、ずっとうまくいっていたのかどうか、その辺、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。補助して、途中でやめたようなケースが、ないような気もするのですけれども、もしかしたらあるのか、その辺の状況だけお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 上杉議員、一問一答ということにしたいので……。

○4番（上杉晃央君） 一つずつで結構です。

○議長（古舘繁夫君） ですから、防災の推進事業費の減額の部分のみ、まずはお願いします。

財務主幹。

○財務主幹（矢萩 浩君） ただいまの防災の関係の給与費減額の関連でありますけれども、まず、今回の給与費削減の影響額、これは地方交付税のほうですけれども、これが6,924万5,000円ありました。そこから減災・防災事業債に充当する分として4,116万8,000円、残りの2,807万7,000円、この分が地方交付税で新たに措置されるものであります。

今回、入札執行残等によりまして4,116万8,000円、こちらは確保されておりますけれども、継ぎ足し分の、一般財源でもともと支出しようとしておりました分がありますので、その分、執行残がありますけれども、一般財源で追加している分が減額されるということですので、来年度以降の繰り越しはないものと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 空き店舗の対策補助金でございますけれども、平成25年度につきましては、今、3件から4件になった

ということで、補正をさせていただいております。

過去の補助した店舗についての継続ぐあいについては、ちょっと資料を持ってきておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 答弁ではなくて、後ほど別なときに教えていただければ結構ですから。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず一つ目、73ページ、木質チップ運搬委託料、これ、いろいろな話の中で、今後も含めてどういうふうに捉えたらいいのか。偶然、ことしだけのことなのか。減です、44万2,000円。そこら辺をもう少し御説明していただきたい。

次に、79ページの町民会館維持管理事業費の増というところで、光熱費342万9,000円。参考のために、説明は説明でわかるのですが、例えば催し物があって光熱費がかかると思うのですが、この間みたいな講演なんかをやると、人数に関係なく、2時間程度とか3時間程度といろいろな分析はあるのでしょうか。1件当たりどのぐらいの光熱費がかかるのかなというような思いもあるものですから、そういう面で、今後の参考のために、1件当たりという言い方はちょっと酷かもしれないけれども、この予算は来年3月いっぱいまでの補正だとは見ているのですけれども、そこら辺を含めて説明していただきたい。

次、3点目です。同じ79ページ。スポーツ振興のソチオリンピック・パラリンピック、後援会に出すというお話でありますけれども、このことについて、オリンピック会場まで行って応援するのも、もちろん、こういう予算の中の組み立てがあるのかなと思っておりますが、美幌町にいて、どこかの場所に集

まって応援することも応援のあり方だなと思っているとありますけれども、地元における応援体制という意味で、前回、4年前ですか、例えば応援グッズも正規のものがなくて、偶然ですけれども、皆さんの知恵をかりて用立てして応援したという経緯があります。そこら辺をもう少し、後援会、美幌における応援のあり方というものを、承知しているものがあればお教え願いたい。

以上3点。あとは個別でやります。

○議長（古舘繁夫君） チップですね。
経済部長。

○経済部長（広島 学君） 御質問のありました木質運搬の委託料でございます。

平成25年度から新制度のJークレジット、J-VERからJークレジットということで制度が移行となりましたが、新制度の中においても重量の実測が必要とされております。

また、新たに原材料及びチップ運搬に係るCO2の排出量積算もしなさいということになっておりますので、新制度の中で、J-VER制度よりもハードルが高くなったというふうに認識をしております。

登録に係る経費ですとか、あるいは事務量、そして4町協議会において持っておりますクレジットの在庫量を勘案して、今年度は重量測定を行わないこととさせていただいたところでございます。

来年以降につきましても、制度の内容、あるいは4町協議会での具体的な方向性が出ない場合においては、経費等のことを考慮をして、この部分についてのクレジット登録は行わない方向に進めたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 簡単に言うと、メリットがないと。今後も含めて、二酸化炭素の測定においても扶助はないというふうに私は受けとめたのですけれども、その解釈でいいのかどうか、改めてお聞かせ願いたいと思

います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） メリットがないというわけではないというふうに認識をしております。新しく移行しました制度、Jークレジット制度が2020年で終了するというふうに予定をされております。

それで、今、4町で登録をしている在庫量を含めると、2020年までに、この在庫量が処分できるかがわからないと、販売量が至って少なくなってきたということも踏まえまして、経費をかけて登録をしていく必要性については検討していきたいということでございます。

○議長（古舘繁夫君） それでは、文化ホールのほうの燃料のほうでしたね。答弁どうぞ。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） まず、町民会館の光熱費の関係でございます。

今回、342万9,000円の補正増額ということでお願い申し上げております。

びほ一るにつきましては、平成24年8月にオープンいたしまして、十分冬場の、一年間の実績を見込めないまま平成25年度の予算組みをしてきたという経過がございます。なかなか、冬場の受給を見込めなかったということがまず一つございます。

それと、利用件数もふえてきたということがございまして、暖房と照明に使う電気料が不足したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、1件当たりというか、そういう出し方はしておりません。夏場と冬場の違いもございまして、ちょっと難しいかなというふうに思っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） もちろん、夏場と冬場が違うのはわかるのです。後でいいですから、暇なときに、そうしたら概算で。とい

うのは、あの施設を建てるときに、いろいろな意味の腹づもりとして社会的に用立てていただきたいという施設でつくったのです。だから、そういう意味でも、今回は燃料高騰ということも絡んでいるかなと思っていますけれども、例えば夏場と冬場にもし、燃料をたくという意味です。大きく分けてでも、つかみで結果を踏まえてできると思いますので、ちょっと時間を見詰めて、できるものであれば、今後の参考というか、新年度予算に向けて、お互いに必要なものだと思うから、そういう面で御配慮いただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 10月の実績でございますけれども、1日当たりということになりますけれども、1件当たりです。1日当たりが正しいと思いますけれども、2万9,048円というのが光熱水費となっておりますので、御理解いただきたいと思いません。

あと、新年度に向けては、その辺を配慮させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） では、ソチの答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 後援会の補助ということでございますけれども、活動の中で、テレビ観戦の中で応援をしようということが一つ、予定はされております。ただ、テレビ放映が実際にされるかどうかという問題がございまして、テレビ放映がない場合については、もしかしたらテレビ観戦をしながらの応援というのができない可能性があるかもしれない。それだけ御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今言った話はわからないわけではないのです。基本はあるものとしてということをお話をしていただかないと、それはもちろん、放映していないもの

を、ここで応援したくたって、見たくたって見れないわけですから、そこら辺は大人の会話として受けとめていただきたいということと、やるからには、もちろん現地で、寒い中、鼻水をたらして応援するのも本当に大変な御苦勞をいただくなと思いなながらも、もし放映なんかがあってやるときには、それなりの、やっぱり気配りというか、あうんの呼吸でやっぱり応援しなかったら、そのぐらいのことを、この後援会に逆に、しっかりそういう体制を、放映があるとしたならば、とるようなぐらいの話を、もう既に終わっているのかなと思ったものですから、今後、そういう努力をしていただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） こちらの地元という部分でいけば、今、本当に、吉住議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

予算的な部分から考えれば、前回のときに、ある程度会場を設けて、機材等は、お金を組んではいたのですけれども、お金をかけないで、実は機材は全部あるので、あとは本当に皆さんが集まって、そういう機運を高めるような状況は、教育委員会としては責任を持ってやりたいというふうに思っております。

本当に、町民を挙げて応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前回、石田正子さんがオリンピックに出たときは、BSのほうで放映されました。

それで、今回、鈴木さんがこちらに尋ねてきた折、NHKの記者もカメラを持ってきておりましたので、私のほうからも、ぜひテレビ放映をしてほしいという申し出をいたしました。北見支局ですから、正式な判断は難しいと思えますけれども、ぜひテレビに映るような好成績を上げるように、機会があればまた、教育長も多分やっていただけると思いま

すけれども、私のほうからもやっていきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 済みません、1件だけお願いしたいと思います。

75ページの下から2段目の住宅リフォームの関係でお尋ねしたいと思いますが、先ほど、ちょっと聞きづらかったのですけれども、間違いなければ、たしか18件の辞退者というふうに聞いたのですが、もし18件であれば、非常に多いなど。もし辞退者のおおよその理由がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 辞退者の理由は、やはり個人資金の工面だとか、そういうことだと思います。

それで、今回、250で18件で、予算的には230という部分で受け付けするということの見込みでやっておりますけれども、多いかどうかで言われますと、今までの実績で言うと、大体同じような率で辞退者は出ております。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 済みません、前回のことはよくわかりませんが、大体このぐらいの人数でというような話であれば、今後やっぱり、それに対する対策といいますか、やりたくてもやれない人もいますし、18件ということであれば、施策の中で、この18件、余り多くないような形で、取り進めていけるものであれば検討してみたほうがいいかなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 3年間の実績によりまして、補正をしていただいた中で、全員そういう形の部分で拾っていただきました。今後継続するのであればということになれば、今、議員おっしゃるとおり、当

然、辞退者が出ると、例えば補正も何もしていなければ、申し込みしてできないということもありますので、そういうことも踏まえながら、継続するものがあれば検討していきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第108号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第109号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第109号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の83ページをお開き願います。

議案第109号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う会計間人件費の調整、それから、調整交付金の額の確定等による補正予算でございます。

平成25年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

それぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,879万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

92ページ、93ページをお開きいただきたいと思います。（発言する者あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第109号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第110号

○議長（古舘繁夫君） 日程第14 議案第110号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 97ページをお開き願います。

議案第110号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う会計間人件費の調整、平成24年度保険基盤安定負担金等の額の確定による補正でございます。

平成25年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,902万3,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

106ページ、107ページをお開き願います。（「省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第110号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第111号

○議長（古舘繁夫君） 日程第15 議案第111号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 109ページをお開き願います。

議案第111号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説

明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う会計間人件費の調整、各種事業の実績見込み額の算定による補正予算でございます。

平成25年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,226万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

118ページ、119ページをお開き願います。（「省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願います。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第111号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第112号

○議長（古館繁夫君） 日程第16 議案第112号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の12

1ページをお開きください。

議案第112号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、起債限度額の補正、人事異動及び給与削減措置並びに事務事業の確定による補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,457万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明申し上げますので、124ページをお開きください。

第2表、地方債……（「省略」と呼ぶ者あり）

ということの部分で限度額補正をさせていただきましたので、よろしく願います。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第112号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

◎日程第17 議案第113号

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 議案第113号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の133ページをお開きください。

議案第113号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

今回の補正につきましては、起債限度額の補正、人事異動及び給与削減措置等に並び、事務事業の確定による補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,105万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明申し上げます。

136ページをお開きください。（「省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第113号平成25年度美

幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第114号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 議案第114号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の145ページをお開きください。

議案第114号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成25年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

今回の補正につきましては、日並浄水場運転管理棟業務委託料に係る債務負担行為の補正及び給与削減措置並びに人事に伴う人件費の削減を行うものであります。

収益的支出の補正、第2条、資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、147ページをお開きください。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

電子計算機料は、地方公営企業会計見直しによる企業会計支出の更新をするもので、入札執行により限度額を757万8,000円に補正するものであります。

次の日並浄水場運転管理等業務委託料、期

間は平成25年度から平成26年度、限度額は2,934万4,000円であります。

平成26年度から民間委託へ移行するために、債務負担行為の設定を行い、平成26年4月からの業務委託のための準備等を行うものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第5条は、記載のとおりであります。

次に、148、149ページをお開きください。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的支出であります。

原水及び浄水費の光熱水費、動力費は、電力量値上げ、動力量増による増額であります。

次の150、151ページをお開きください。

配水及び給水費は、人件費の減額、光熱水費、動力費は、電気料値上げによる増額です。

次に、152、153ページをお開きください。

業務費は、人件費の減、手当等その他の手当は、時間外等の増額です。（「省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 147ページの電子計算機借上料、金額が大幅に違いますので、何が起きたのか、もう一度お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 当初見込みましたうちの予算額に対しまして、実質、入札をした段階で、このようにぐっと落ちてきたという状況でございます。入札執行残です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第114号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第115号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 議案第115号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案167ページをお開き願います。

議案第115号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の主な補正につきましては、予算執行見込みによる職員給与費などの補正を行おうとするものであります。

第1条、平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収支、第3条の資本的収支の補正につきましては、実施計画書及び説明書でそれぞれ御説明申し上げます。

次に、169ページをお開き願います。

第4条、企業債の補正につきましては、執行見込み前限度額を440万円減額補正しようとするものであります。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費の補正につきましては、当初予算で1名の医師採用と理学療法士の採用を見

込んでおりましたが、本年度11月分までの未執行分の給与、手当、法定福利費を減額しようとするものであります。

第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、実施計画書説明書で御説明申し上げます。

第7条、重要な資産の取得につきましては、旭川医大眼科医局の要請を踏まえ、新たに眼科診療に必要な検査機器として、既定予算の範囲内で3次元眼底像撮影装置の導入を行おうとするものであります。

次に、171ページをお開き願います。

収益的収入についてであります。

他会計からの補助金の補正では、一般会計からの補助金として、医師等研究研修費は、歳出の医師研修旅費90万4,000円の増額補正に対して2分の1の45万2,000円の増額補正を、基礎年金拠出金負担金27万2,000円の減額は、歳出減額相当額をそれぞれルール分として補正しようとするものであります。

次に、他会計負担金として、不採算地区病院の運営に要する経費の減額につきましては、一般会計で御説明のとおり、7月から3月までの給与減額相当分を繰り戻すための減額補正を行おうとするものであります。

次に、173ページをお開き願います。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第115号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第116号

○議長(古舘繁夫君) 日程第20 議案第116号指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(広島 学君) 議案第116号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案186ページをお開きください。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下の選定経過、選定理由等につきましては、参考資料により御説明を申し上げます。

参考資料の51ページをお開き願います。

資料8(議案第116号関係)、指定管理者の指定について。

施設の名称、美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」。

施設の所在、美幌町字都橋40番地の1。

指定管理者、札幌市中央区南1条東3丁目11-9、株式会社共立メンテナンス札幌支店支店長、山川拓也でございます。会社の本社は東京となります。

施設の概要については、記載のとおりでございます。

業務の範囲につきましては、(1)から(8)まで記載してあります業務範囲ということで予定をさせていただいております。

公募から選定までの経緯でございますけれども、募集期間、平成25年10月1日から10月31日までの1か月間。

現地説明会、平成25年10月16日、3団体の参加により実施をさせていただいております。

指定管理者の公募(応募数)でございます

けれども、これは、現地説明会に参加をいただきました3団体からの応募があったところでございます。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、平成25年11月13日、応募のありました3団体の参加により実施をさせていただいております。

選定委員会議、選定に当たり、6名の委員で構成をする選定委員会を設置し、記載のとおり4回の選定委員会議を実施しているところでございます。

選定結果通知、平成25年11月26日に、それぞれ応募のありました3団体について、選定結果について通知をさせていただいております。

次に、52ページの応募団体でございます。3団体からの応募がありました。応募団体の主な業務内容については、ここに記載のとおりでございます。

選定の方法でございますが、選定委員会を設置し、応募団体から提出をされました関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング等により、選定基準に基づきまして、評価点数方式により審査項目ごとに評価を行い、その後、選定委員会全員による協議を行いまして、合意をもって選定を行ったところでございます。

なお、選定順位、結果につきましては、記載のとおりでございます。

選定理由、①から⑤まで記載をしております。提出をされました事業計画の実現性と利用者サービスの向上性、管理運営の考え方、団体の経営状況等を考慮いたしまして、優位性があるということで判断をし、選定をしたところでございます。

指定期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日の4年間でございます。

53ページの会社の概要でございます。(1)から(5)まで記載をしておりますけれども、記載の内容のとおりということでございます。

根拠条例につきましては、美幌町の公の施

設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町交流促進センター条例でございます。

以上、御説明をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 今、選定の関係はわかりましたけれども、これに関連して、補正予算で泉源の修繕工事をやって、もう既にオープンしていますから心配はないと思うのですけれども、結果、温度が下がってきたとか、そういったことが今回の修繕結果によって回復されて、こういう指定を受ける会社のほうで、もちろん問題ないと思うのですけれども、そこで大きな変化がなくて、もとどおりになったのかどうか、せつかくの機会ですので、住民に知らせる意味も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) 経済部長。

○経済部長(広島 学君) 泉源の改修工事をしまして、もう既に7日からオープンをさせていただいております。

今回の工事に関しまして、温度につきましては、もとどおりの温度まで上昇をしているということでございますし、湯量についても、現在まだ測定をしている最中でございますけれども、問題なく、ある程度の容量については来ているということで、営業についての支障についてはないということで考えております。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第116号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 行政報告

○議長（古館繁夫君） 日程第 2 1 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） さきの行政報告に追加して報告をさせていただきます。

第 1 に、御寄附についてであります。

去る 1 1 月 2 9 日に、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様より、森づくり並びに博物館展示用備品及びイベント用備品の購入に役立てていただきたいと、3 0 0 万円を御寄附いただいたところでございます。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） ただいまの行政報告について、質問を許します。

質問は 1 回、1 人 3 回までといたします。

8 番岡本美代子さん。

○8 番（岡本美代子君） 3 0 0 万円ということで、本当にありがたいことだと思いますけれども、例えばイベント用備品と森づくりと、この使い道が決まっているのでしょうか。それともこれから、配分、それがわかっていたら教えてください。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それぞれの金額の御質問でありますけれども、森づくりのために 1 2 0 万円、博物館展示用に 8 0 万円、イベント用備品に 1 0 0 万円ということになります。

○議長（古館繁夫君） ほかに質問いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 以上で質問を終わります。

ます。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第 2 2 報告第 1 5 号

○議長（古館繁夫君） 日程第 2 2 報告第 1 5 号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第 1 5 号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第 2 3 報告第 1 6 号

○議長（古館繁夫君） 日程第 2 3 報告第 1 6 号例月出納検査報告について、8 月から 1 0 月分まで、お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第 1 6 号例月出納検査報告については、これで終わります。

◎日程第 2 4 閉会中の継続調査について

○議長（古館繁夫君） 日程第 2 4 閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のおり申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 2 5 年第 7 回美幌町議会定例

会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 5時09分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員